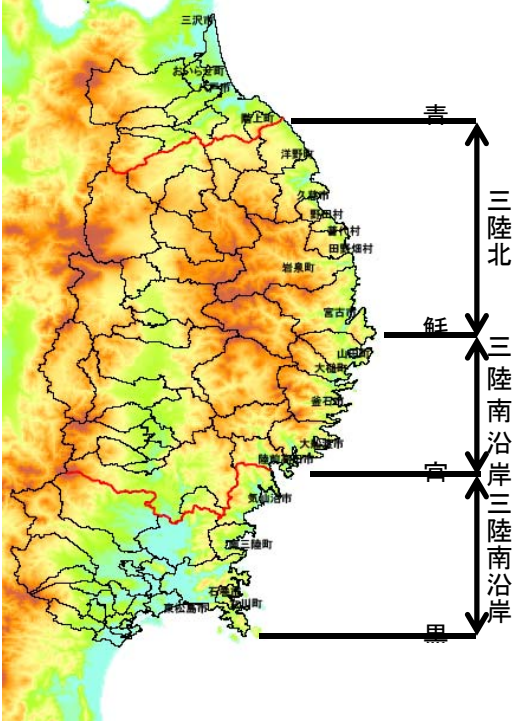
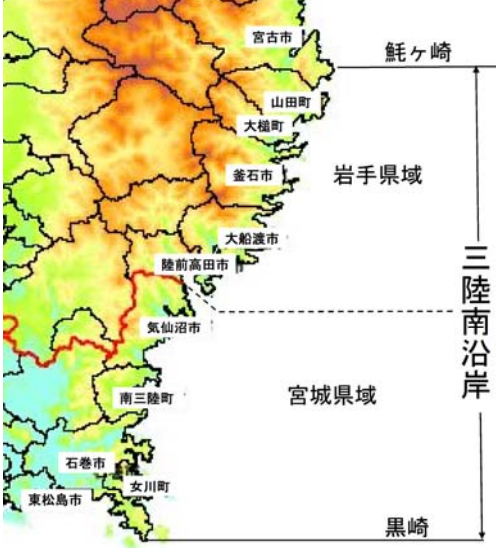


三陸南沿岸 海岸保全基本計画(改定案) 改訂箇所一覧

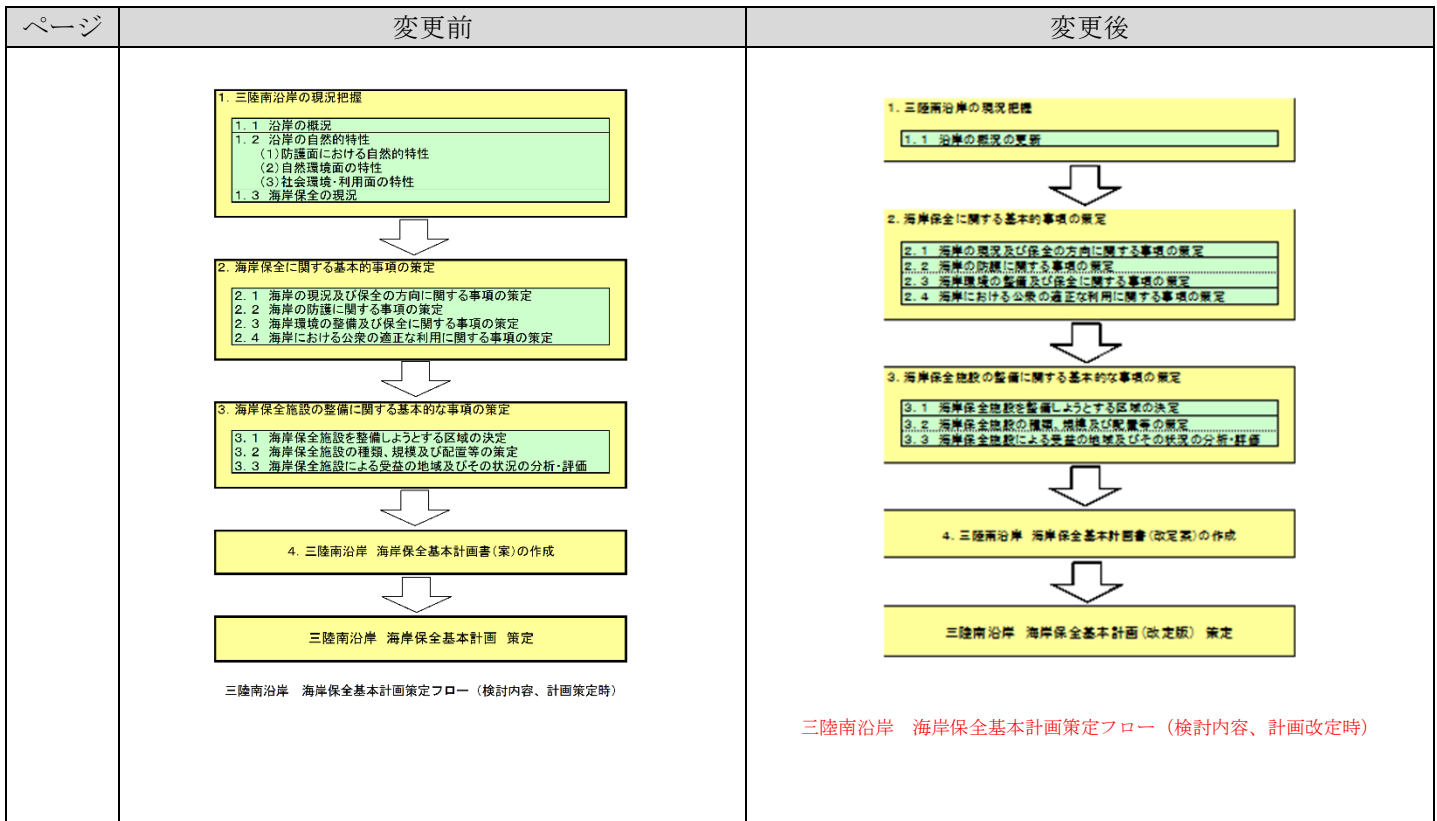
ページ	変更前	変更後																																																																																																																																																																						
表紙	<p>計 画 編</p> <p>三陸南沿岸海岸保全基本計画 (変 更)</p> <p>平成 25 年度</p> <p>岩手県</p>	<p>計 画 編</p> <p>(改 定 案)</p> <p>三陸南沿岸海岸保全基本計画</p> <p>平成 27 年度</p> <p>岩手県・宮城県</p>																																																																																																																																																																						
目次	<p style="text-align: center;">目 次</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: right;">頁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>第1章 海岸保全基本計画策定の概要</b></td> <td style="text-align: right;"><b>1</b></td> </tr> <tr> <td>1. 海岸保全基本計画策定・改定の概要</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>1.1 計画策定・改定の考え方</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>1.2 計画改定の対象範囲</td> <td style="text-align: right;">2</td> </tr> <tr> <td>1.3 計画策定・改定に関する基本的な事項</td> <td style="text-align: right;">4</td> </tr> <tr> <td>1.4 計画策定・改定の流れ</td> <td style="text-align: right;">6</td> </tr> <tr> <td><b>第2章 海岸の保全に関する基本的な事項</b></td> <td style="text-align: right;"><b>10</b></td> </tr> <tr> <td>1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項</td> <td style="text-align: right;">10</td> </tr> <tr> <td>1.1 海岸の現況</td> <td style="text-align: right;">10</td> </tr> <tr> <td>1.1.1 概況</td> <td style="text-align: right;">10</td> </tr> <tr> <td>1.1.2 防護面から見た現況</td> <td style="text-align: right;">11</td> </tr> <tr> <td>1.1.3 環境面から見た現況</td> <td style="text-align: right;">15</td> </tr> <tr> <td>1.1.4 沿岸の社会的特性</td> <td style="text-align: right;">16</td> </tr> <tr> <td>1.2 三陸南沿岸の海岸の保全に関する基本的な事項</td> <td style="text-align: right;">18</td> </tr> <tr> <td>1.2.1 基本理念</td> <td style="text-align: right;">18</td> </tr> <tr> <td>1.2.2 基本方針</td> <td style="text-align: right;">19</td> </tr> <tr> <td>1.2.3 海岸保全の長期的なあり方</td> <td style="text-align: right;">20</td> </tr> <tr> <td>1.2.4 保全の長期的なあり方を目指していく上での課題点の抽出</td> <td style="text-align: right;">21</td> </tr> <tr> <td>1.2.5 三陸南沿岸における基本施策</td> <td style="text-align: right;">22</td> </tr> <tr> <td>2. 海岸の防護に関する事項</td> <td style="text-align: right;">24</td> </tr> <tr> <td>2.1 海岸の防護の目標</td> <td style="text-align: right;">24</td> </tr> <tr> <td>2.1.1 防護すべき地域</td> <td style="text-align: right;">24</td> </tr> <tr> <td>2.1.2 防護水準</td> <td style="text-align: right;">24</td> </tr> <tr> <td>2.1.3 防護の目標を達成するための施策</td> <td style="text-align: right;">26</td> </tr> <tr> <td>3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項</td> <td style="text-align: right;">28</td> </tr> <tr> <td>3.1 海岸環境の整備及び保全のための施策</td> <td style="text-align: right;">28</td> </tr> <tr> <td>4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項</td> <td style="text-align: right;">31</td> </tr> <tr> <td>4.1 海岸における公衆の適正な利用のための施策</td> <td style="text-align: right;">31</td> </tr> <tr> <td>5. 施策の整理</td> <td style="text-align: right;">32</td> </tr> <tr> <td><b>第3章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項</b></td> <td style="text-align: right;"><b>34</b></td> </tr> <tr> <td>1. 海岸保全施設を整備しようとする地域</td> <td style="text-align: right;">34</td> </tr> <tr> <td>1.1 整備対象海岸の区分</td> <td style="text-align: right;">34</td> </tr> <tr> <td>1.2 整備対象海岸の選定</td> <td style="text-align: right;">34</td> </tr> <tr> <td>2. 海岸保全施設の種類、規模及び配置等</td> <td style="text-align: right;">34</td> </tr> <tr> <td>2.1 整備内容と施設の種類</td> <td style="text-align: right;">34</td> </tr> <tr> <td>2.2 施設の規模、配置</td> <td style="text-align: right;">36</td> </tr> <tr> <td>3. 海岸保全施設による受益の地域及びその状況</td> <td style="text-align: right;">36</td> </tr> <tr> <td><b>第4章 今後の取り組み方針</b></td> <td style="text-align: right;"><b>37</b></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">添 付 図</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">巻 末 資 料</td> </tr> </tbody> </table>		頁	<b>第1章 海岸保全基本計画策定の概要</b>	<b>1</b>	1. 海岸保全基本計画策定・改定の概要	1	1.1 計画策定・改定の考え方	1	1.2 計画改定の対象範囲	2	1.3 計画策定・改定に関する基本的な事項	4	1.4 計画策定・改定の流れ	6	<b>第2章 海岸の保全に関する基本的な事項</b>	<b>10</b>	1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項	10	1.1 海岸の現況	10	1.1.1 概況	10	1.1.2 防護面から見た現況	11	1.1.3 環境面から見た現況	15	1.1.4 沿岸の社会的特性	16	1.2 三陸南沿岸の海岸の保全に関する基本的な事項	18	1.2.1 基本理念	18	1.2.2 基本方針	19	1.2.3 海岸保全の長期的なあり方	20	1.2.4 保全の長期的なあり方を目指していく上での課題点の抽出	21	1.2.5 三陸南沿岸における基本施策	22	2. 海岸の防護に関する事項	24	2.1 海岸の防護の目標	24	2.1.1 防護すべき地域	24	2.1.2 防護水準	24	2.1.3 防護の目標を達成するための施策	26	3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項	28	3.1 海岸環境の整備及び保全のための施策	28	4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	31	4.1 海岸における公衆の適正な利用のための施策	31	5. 施策の整理	32	<b>第3章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項</b>	<b>34</b>	1. 海岸保全施設を整備しようとする地域	34	1.1 整備対象海岸の区分	34	1.2 整備対象海岸の選定	34	2. 海岸保全施設の種類、規模及び配置等	34	2.1 整備内容と施設の種類	34	2.2 施設の規模、配置	36	3. 海岸保全施設による受益の地域及びその状況	36	<b>第4章 今後の取り組み方針</b>	<b>37</b>	添 付 図		巻 末 資 料		<p style="text-align: center;">目 次</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: right;">頁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>第1章 海岸保全基本計画策定の概要</b></td> <td style="text-align: right;"><b>1</b></td> </tr> <tr> <td>1. 海岸保全基本計画策定・改定の概要</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>1.1 計画策定・改定の考え方</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>1.2 計画改定の対象範囲</td> <td style="text-align: right;">2</td> </tr> <tr> <td>1.3 計画策定・改定に関する基本的な事項</td> <td style="text-align: right;">4</td> </tr> <tr> <td>1.4 計画策定・改定の流れ</td> <td style="text-align: right;">6</td> </tr> <tr> <td><b>第2章 海岸の保全に関する基本的な事項</b></td> <td style="text-align: right;"><b>8</b></td> </tr> <tr> <td>1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項</td> <td style="text-align: right;">8</td> </tr> <tr> <td>1.1 海岸の現況</td> <td style="text-align: right;">8</td> </tr> <tr> <td>1.1.1 概況</td> <td style="text-align: right;">8</td> </tr> <tr> <td>1.1.2 防護面から見た現況</td> <td style="text-align: right;">9</td> </tr> <tr> <td>1.1.3 環境面から見た現況</td> <td style="text-align: right;">13</td> </tr> <tr> <td>1.1.4 沿岸の社会的特性</td> <td style="text-align: right;">14</td> </tr> <tr> <td>1.2 三陸南沿岸の海岸の保全に関する基本的な事項</td> <td style="text-align: right;">16</td> </tr> <tr> <td>1.2.1 基本理念</td> <td style="text-align: right;">16</td> </tr> <tr> <td>1.2.2 基本方針</td> <td style="text-align: right;">17</td> </tr> <tr> <td>1.2.3 海岸保全の長期的なあり方</td> <td style="text-align: right;">18</td> </tr> <tr> <td>1.2.4 保全の長期的なあり方を目指していく上での課題点の抽出</td> <td style="text-align: right;">19</td> </tr> <tr> <td>1.2.5 三陸南沿岸における基本施策</td> <td style="text-align: right;">21</td> </tr> <tr> <td>2. 海岸の防護に関する事項</td> <td style="text-align: right;">23</td> </tr> <tr> <td>2.1 海岸の防護の目標</td> <td style="text-align: right;">23</td> </tr> <tr> <td>2.1.1 防護すべき地域</td> <td style="text-align: right;">23</td> </tr> <tr> <td>2.1.2 防護水準</td> <td style="text-align: right;">23</td> </tr> <tr> <td>2.1.3 防護の目標を達成するための施策</td> <td style="text-align: right;">27</td> </tr> <tr> <td>3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項</td> <td style="text-align: right;">30</td> </tr> <tr> <td>3.1 海岸環境の整備及び保全のための施策</td> <td style="text-align: right;">30</td> </tr> <tr> <td>4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項</td> <td style="text-align: right;">34</td> </tr> <tr> <td>4.1 海岸における公衆の適正な利用のための施策</td> <td style="text-align: right;">34</td> </tr> <tr> <td>5. 施策の整理</td> <td style="text-align: right;">35</td> </tr> <tr> <td><b>第3章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項</b></td> <td style="text-align: right;"><b>37</b></td> </tr> <tr> <td>1. 海岸保全施設 新設又は改良しようとする 区域</td> <td style="text-align: right;">37</td> </tr> <tr> <td>1.1 整備対象海岸の区分</td> <td style="text-align: right;">37</td> </tr> <tr> <td>1.2 整備対象海岸の選定</td> <td style="text-align: right;">37</td> </tr> <tr> <td>2. 海岸保全施設の種類、規模及び配置等</td> <td style="text-align: right;">37</td> </tr> <tr> <td>2.1 整備内容と施設の種類</td> <td style="text-align: right;">37</td> </tr> <tr> <td>2.2 海岸保全施設の選定</td> <td style="text-align: right;">38</td> </tr> <tr> <td>2.3 施設の規模、配置</td> <td style="text-align: right;">40</td> </tr> <tr> <td>3. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項</td> <td style="text-align: right;">40</td> </tr> <tr> <td>4. 海岸保全施設による受益の地域及びその状況</td> <td style="text-align: right;">40</td> </tr> <tr> <td><b>第4章 今後の取り組み方針</b></td> <td style="text-align: right;"><b>41</b></td> </tr> <tr> <td><b>第5章 施設整備計画図と整備箇所整理表</b></td> <td style="text-align: right;"><b>44</b></td> </tr> </tbody> </table>		頁	<b>第1章 海岸保全基本計画策定の概要</b>	<b>1</b>	1. 海岸保全基本計画策定・改定の概要	1	1.1 計画策定・改定の考え方	1	1.2 計画改定の対象範囲	2	1.3 計画策定・改定に関する基本的な事項	4	1.4 計画策定・改定の流れ	6	<b>第2章 海岸の保全に関する基本的な事項</b>	<b>8</b>	1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項	8	1.1 海岸の現況	8	1.1.1 概況	8	1.1.2 防護面から見た現況	9	1.1.3 環境面から見た現況	13	1.1.4 沿岸の社会的特性	14	1.2 三陸南沿岸の海岸の保全に関する基本的な事項	16	1.2.1 基本理念	16	1.2.2 基本方針	17	1.2.3 海岸保全の長期的なあり方	18	1.2.4 保全の長期的なあり方を目指していく上での課題点の抽出	19	1.2.5 三陸南沿岸における基本施策	21	2. 海岸の防護に関する事項	23	2.1 海岸の防護の目標	23	2.1.1 防護すべき地域	23	2.1.2 防護水準	23	2.1.3 防護の目標を達成するための施策	27	3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項	30	3.1 海岸環境の整備及び保全のための施策	30	4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	34	4.1 海岸における公衆の適正な利用のための施策	34	5. 施策の整理	35	<b>第3章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項</b>	<b>37</b>	1. 海岸保全施設 新設又は改良しようとする 区域	37	1.1 整備対象海岸の区分	37	1.2 整備対象海岸の選定	37	2. 海岸保全施設の種類、規模及び配置等	37	2.1 整備内容と施設の種類	37	2.2 海岸保全施設の選定	38	2.3 施設の規模、配置	40	3. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項	40	4. 海岸保全施設による受益の地域及びその状況	40	<b>第4章 今後の取り組み方針</b>	<b>41</b>	<b>第5章 施設整備計画図と整備箇所整理表</b>	<b>44</b>
	頁																																																																																																																																																																							
<b>第1章 海岸保全基本計画策定の概要</b>	<b>1</b>																																																																																																																																																																							
1. 海岸保全基本計画策定・改定の概要	1																																																																																																																																																																							
1.1 計画策定・改定の考え方	1																																																																																																																																																																							
1.2 計画改定の対象範囲	2																																																																																																																																																																							
1.3 計画策定・改定に関する基本的な事項	4																																																																																																																																																																							
1.4 計画策定・改定の流れ	6																																																																																																																																																																							
<b>第2章 海岸の保全に関する基本的な事項</b>	<b>10</b>																																																																																																																																																																							
1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項	10																																																																																																																																																																							
1.1 海岸の現況	10																																																																																																																																																																							
1.1.1 概況	10																																																																																																																																																																							
1.1.2 防護面から見た現況	11																																																																																																																																																																							
1.1.3 環境面から見た現況	15																																																																																																																																																																							
1.1.4 沿岸の社会的特性	16																																																																																																																																																																							
1.2 三陸南沿岸の海岸の保全に関する基本的な事項	18																																																																																																																																																																							
1.2.1 基本理念	18																																																																																																																																																																							
1.2.2 基本方針	19																																																																																																																																																																							
1.2.3 海岸保全の長期的なあり方	20																																																																																																																																																																							
1.2.4 保全の長期的なあり方を目指していく上での課題点の抽出	21																																																																																																																																																																							
1.2.5 三陸南沿岸における基本施策	22																																																																																																																																																																							
2. 海岸の防護に関する事項	24																																																																																																																																																																							
2.1 海岸の防護の目標	24																																																																																																																																																																							
2.1.1 防護すべき地域	24																																																																																																																																																																							
2.1.2 防護水準	24																																																																																																																																																																							
2.1.3 防護の目標を達成するための施策	26																																																																																																																																																																							
3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項	28																																																																																																																																																																							
3.1 海岸環境の整備及び保全のための施策	28																																																																																																																																																																							
4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	31																																																																																																																																																																							
4.1 海岸における公衆の適正な利用のための施策	31																																																																																																																																																																							
5. 施策の整理	32																																																																																																																																																																							
<b>第3章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項</b>	<b>34</b>																																																																																																																																																																							
1. 海岸保全施設を整備しようとする地域	34																																																																																																																																																																							
1.1 整備対象海岸の区分	34																																																																																																																																																																							
1.2 整備対象海岸の選定	34																																																																																																																																																																							
2. 海岸保全施設の種類、規模及び配置等	34																																																																																																																																																																							
2.1 整備内容と施設の種類	34																																																																																																																																																																							
2.2 施設の規模、配置	36																																																																																																																																																																							
3. 海岸保全施設による受益の地域及びその状況	36																																																																																																																																																																							
<b>第4章 今後の取り組み方針</b>	<b>37</b>																																																																																																																																																																							
添 付 図																																																																																																																																																																								
巻 末 資 料																																																																																																																																																																								
	頁																																																																																																																																																																							
<b>第1章 海岸保全基本計画策定の概要</b>	<b>1</b>																																																																																																																																																																							
1. 海岸保全基本計画策定・改定の概要	1																																																																																																																																																																							
1.1 計画策定・改定の考え方	1																																																																																																																																																																							
1.2 計画改定の対象範囲	2																																																																																																																																																																							
1.3 計画策定・改定に関する基本的な事項	4																																																																																																																																																																							
1.4 計画策定・改定の流れ	6																																																																																																																																																																							
<b>第2章 海岸の保全に関する基本的な事項</b>	<b>8</b>																																																																																																																																																																							
1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項	8																																																																																																																																																																							
1.1 海岸の現況	8																																																																																																																																																																							
1.1.1 概況	8																																																																																																																																																																							
1.1.2 防護面から見た現況	9																																																																																																																																																																							
1.1.3 環境面から見た現況	13																																																																																																																																																																							
1.1.4 沿岸の社会的特性	14																																																																																																																																																																							
1.2 三陸南沿岸の海岸の保全に関する基本的な事項	16																																																																																																																																																																							
1.2.1 基本理念	16																																																																																																																																																																							
1.2.2 基本方針	17																																																																																																																																																																							
1.2.3 海岸保全の長期的なあり方	18																																																																																																																																																																							
1.2.4 保全の長期的なあり方を目指していく上での課題点の抽出	19																																																																																																																																																																							
1.2.5 三陸南沿岸における基本施策	21																																																																																																																																																																							
2. 海岸の防護に関する事項	23																																																																																																																																																																							
2.1 海岸の防護の目標	23																																																																																																																																																																							
2.1.1 防護すべき地域	23																																																																																																																																																																							
2.1.2 防護水準	23																																																																																																																																																																							
2.1.3 防護の目標を達成するための施策	27																																																																																																																																																																							
3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項	30																																																																																																																																																																							
3.1 海岸環境の整備及び保全のための施策	30																																																																																																																																																																							
4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	34																																																																																																																																																																							
4.1 海岸における公衆の適正な利用のための施策	34																																																																																																																																																																							
5. 施策の整理	35																																																																																																																																																																							
<b>第3章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項</b>	<b>37</b>																																																																																																																																																																							
1. 海岸保全施設 新設又は改良しようとする 区域	37																																																																																																																																																																							
1.1 整備対象海岸の区分	37																																																																																																																																																																							
1.2 整備対象海岸の選定	37																																																																																																																																																																							
2. 海岸保全施設の種類、規模及び配置等	37																																																																																																																																																																							
2.1 整備内容と施設の種類	37																																																																																																																																																																							
2.2 海岸保全施設の選定	38																																																																																																																																																																							
2.3 施設の規模、配置	40																																																																																																																																																																							
3. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項	40																																																																																																																																																																							
4. 海岸保全施設による受益の地域及びその状況	40																																																																																																																																																																							
<b>第4章 今後の取り組み方針</b>	<b>41</b>																																																																																																																																																																							
<b>第5章 施設整備計画図と整備箇所整理表</b>	<b>44</b>																																																																																																																																																																							
P. 1 ( // )	<p>1.1 計画策定・改定の考え方</p> <p>海岸法においては、総合的な視野に立った海岸の管理を行うため、"災害からの海岸の防護(防災)"のみならず、"海岸環境の整備と保全"及び"公衆の適正な利用"が法目的に追加され、防</p>	<p>※海岸法改正の伴う追記及び変更</p> <p>1.1 計画策定・改定の考え方</p> <p>総合的な視野に立った海岸の管理を行うため、<b>これまでの</b>"災害からの海岸の防護(防災)"に加えて、"海岸環境の整備と保全"<b>および</b>"公衆の適正な利用"が<b>平成11年の海岸法改正時</b>に追加され、防災・環</p>																																																																																																																																																																						

ページ	変更前	変更後
	<p>災・環境・利用の3つの面でバランスのとれた海岸管理が求められている。</p> <p>また、都道府県では、国が定めた"海岸保全基本方針"に基づき、海岸の保全に関する基本的な方向性を明らかにするとともに、学識経験者や市町村長、地域住民などの意見を聴き、地域の意見を反映した"海岸保全基本計画"を沿岸毎に定めることになっている。</p> <p>このことから、岩手県及び宮城県では、国が定めた海岸保全基本方針に基づき、三陸南沿岸（岩手県宮古市鮎ヶ崎～宮城県石巻市（旧）牡鹿町）黒崎を広域的な視点でとらえ、地域の意見を反映した「三陸南沿岸海岸保全基本計画」を策定し、海岸特性に応じた海岸防護のための海岸保全施設整備等はもとより、海岸環境の保全や海岸利用に配慮した調和のとれた総合的な海岸保全を推進してきたところである。</p> <p>そうした中、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う津波により、三陸南沿岸においても海岸保全施設等に甚大な被害が発生した。このため、その被害の特徴や今後の防災対策で対象とする津波の考え方を踏まえ、主に「海岸の防護に関する事項」を今般改定するものである。また、被災した海岸保全施設の早急な復旧を推進するとともに、各市町村の復興まちづくりとも調和するよう、引き続き、海岸環境の保全や海岸利用に配慮すべく、「海岸環境の整備及び保全に関する事項」等の必要な改定を行うものである。</p> <p>なお、今回改定は岩手県分について行なうものである。</p> <div data-bbox="268 1294 715 1881" data-label="Diagram"> <p><b>改正海岸法</b></p> <p>目的</p> <p>昭和31年(1956) 防護</p> <p>平成11年(1999) 「環境」と「利用」を法目的に追加</p> <p>防護 環境 利用</p> <p>『海岸保全施設の整備基本計画』を中心に展開してきた。</p> <p>『海岸保全基本計画』を中心に展開していく。</p> <p><b>海岸法の主な改正点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 「環境」及び「利用」を新たに法目的に追加</li> <li>◆ 公共海岸の適正な保全のための措置の創設</li> <li>◆ 一般公共海岸区域の創設</li> <li>◆ 海岸管理のための計画制度の見直し</li> <li>◆ 海岸の管理における市町村参画の推進</li> <li>◆ 海岸保全施設の定義の見直し</li> </ul> </div>	<p>境・利用の3つの面でバランスのとれた海岸管理が求められている。</p> <p>また、都道府県では、国が定めた"海岸保全基本方針"に基づき、海岸の保全に関する基本的な方向性を明らかにするとともに、学識経験者や市町村長、地域住民などの意見を聴き、地域の意見を反映した"海岸保全基本計画"を沿岸毎に定めることになっている。</p> <p>このことから、岩手県及び宮城県では、国が定めた海岸保全基本方針に基づき、三陸南沿岸（岩手県宮古市鮎ヶ崎～宮城県石巻市（旧）牡鹿町）黒崎を広域的な視点でとらえ、平成16年5月に地域の意見を反映した「三陸南沿岸海岸保全基本計画」を策定し、海岸特性に応じた海岸防護のための海岸保全施設整備等はもとより、海岸環境の保全や海岸利用に配慮した調和のとれた総合的な海岸保全を推進してきたところである。</p> <p>そうした中、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う津波により、三陸南沿岸においても海岸保全施設等に甚大な被害が発生した。このことを踏まえて、中央防災会議から新たな津波対策が示されるとともに、平成26年6月11日に公布された「改正海岸法」では、防災減災機能を有する樹林を海岸保全施設に位置づける措置がなされた。このため、震災被害の特徴や今後の防災対策で対象とする津波の考え方を踏まえ、主に「海岸の防護及び維持管理に関する事項」を今般改定するものである。また、被災した海岸保全施設の早急な復旧を推進するとともに、各市町村の復興まちづくりとも調和するよう、引き続き、海岸環境の保全や海岸利用に配慮すべく、「海岸環境の整備及び保全に関する事項」等の必要な改定を行うものである。</p> <div data-bbox="833 1281 1481 1877" data-label="Complex-Block"> <p><b>改正の概要</b></p> <p><b>海岸の防災・減災対策の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 海岸管理における防災・減災対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 堤防と一体的に設置される減災機能を有する樹林（「緑の防潮堤」）など粘り強い構造の海岸堤防等を海岸保全施設に位置付け</li> <li>➢ 関係者が海岸の防災・減災対策を協議するための協議会の設置</li> </ul> </li> <li>○ 水門・陸閘等の安全かつ確実な操作体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 水門・陸閘等について、災害発生時に現場操作員の安全を確保しつつ適切に操作するための操作方法、訓練等に関する操作規則等の策定</li> <li>➢ 災害時の海岸管理者による障害物の処分等の緊急措置及び水門・陸閘等の操作従事者等に対する損害補償規定の整備</li> </ul> </li> </ul> <p><b>海岸の適切な維持管理の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 海岸保全施設の適切な維持管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 海岸管理者の海岸保全施設に関する維持・修繕の責務を明確化し、予防保全の観点から維持・修繕基準を策定</li> <li>➢ 船舶が座礁等した場合に海岸保全施設の損傷等を防止するため、海岸管理者は当該船舶の撤去を命令</li> </ul> </li> <li>○ 地域の実情に応じた海岸の維持管理の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 海岸管理者は海岸の管理に協力する法人又は団体（NPO等）を海岸協働団体として指定</li> </ul> </li> </ul> </div>
P. 2 (〃)	「三陸南沿岸 海岸保全基本計画」	※宮城県計画（H27年8月）提出との整合 「三陸南沿岸海岸保全基本計画」

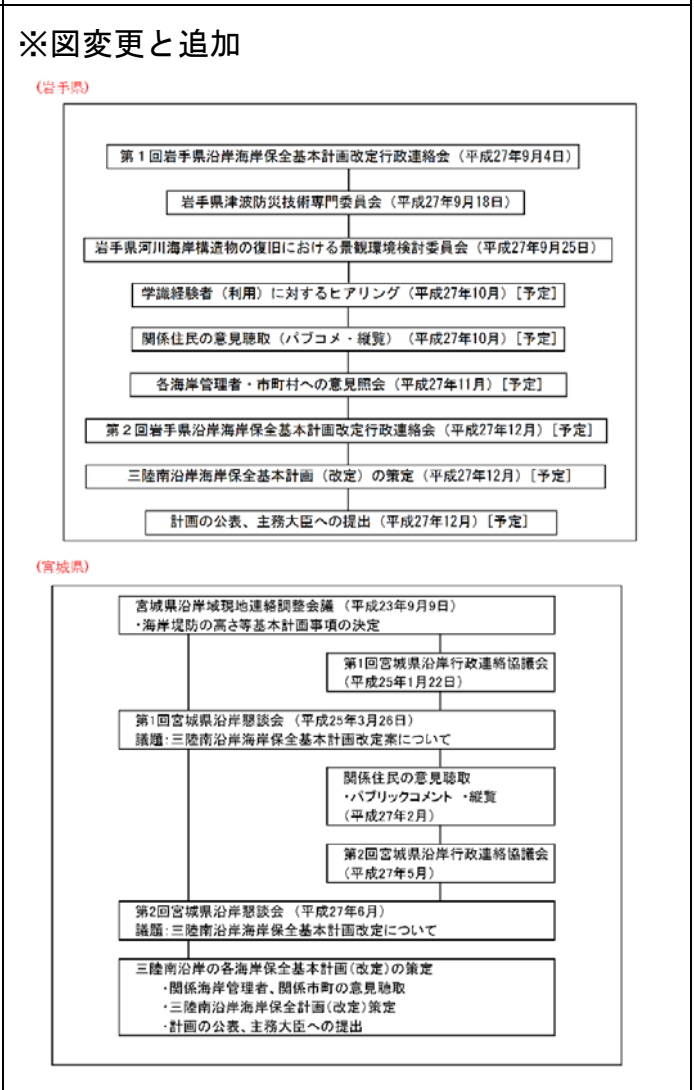
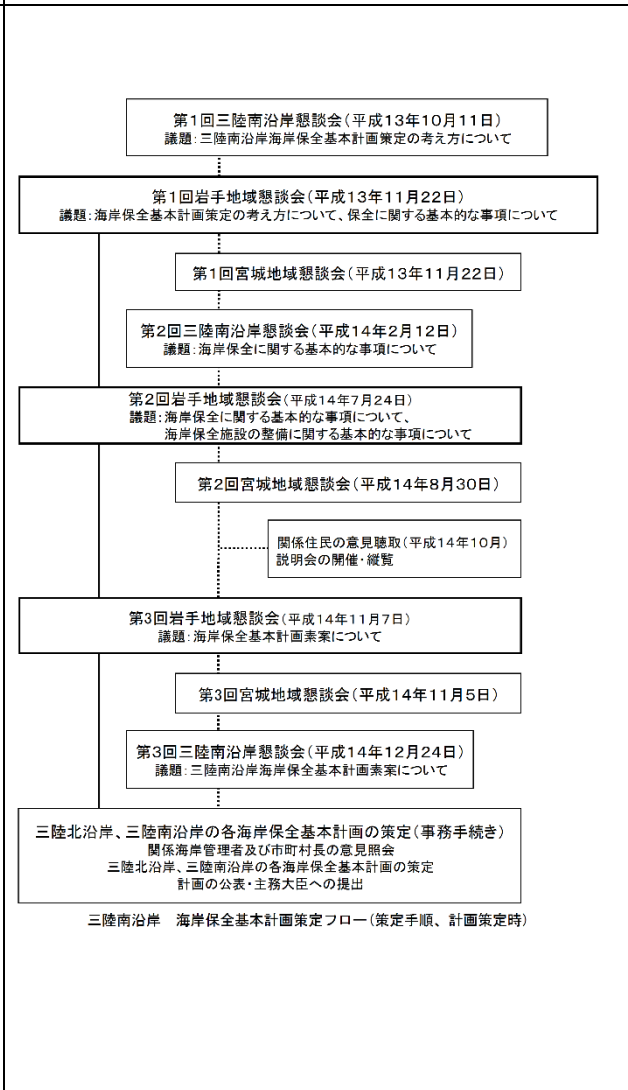
ページ	変更前	変更後
		<p>(注) 気仙沼市には(旧)唐桑町、(旧)本吉町の2町分を含めている。  南三陸町には(旧)志津川町と(旧)歌津町の2町分を含めている。  石巻市には(旧)河北町、(旧)雄勝町、(旧)北上町、(旧)牡鹿町の4町分を含めている。</p>
<p>P. 3 (〃)</p>		<p>※宮城県計画（H27年8月）提出との整合  ※図の更新（市町村変更に伴う）</p> 
<p>P. 4 (〃)</p>	<p>1.3 計画策定（改定）に関する基本的な事項</p> <p>海岸保全基本方針では、海岸保全基本計画の作成に関する「定めるべき基本的な事項」と「留意すべき重要事項」を次のように提示している。</p> <p>(1) 定めるべき基本的な事項</p> <p>1) 海岸の保全に関する基本的な事項</p> <p>海岸の保全を図っていくに当たっての基本的な事項として以下を定める。</p> <p>イ 海岸の現況及び保全の方向に関する事項</p> <p>自然的特性や社会的特性を踏まえ、沿岸の長期的な在り方を定める。</p> <p>ロ 海岸の防護に関する事項</p> <p>防護すべき地域、防護水準等の海岸の防護の目標及びこれを達成するために実施しようとする施策の内容を定める。</p> <p>ハ 海岸環境整備及び保全に関する事項</p>	<p>※海岸法改正の伴う文章の変更と追加  ※宮城県計画（H27年8月）提出との整合</p> <p>1.3 計画策定・改定に関する基本的な事項</p> <p>海岸保全基本方針では、海岸保全基本計画の作成に関する「定めるべき基本的な事項」と「留意すべき重要事項」を次のように提示している。</p> <p>(1) 定めるべき基本的な事項</p> <p>1) 海岸の保全に関する基本的な事項</p> <p>海岸の保全を図っていくに当たっての基本的な事項として以下を定める。</p> <p>イ 海岸の現況及び保全の方向に関する事項</p> <p>自然的特性や社会的特性を踏まえ、<b>海岸</b>保全の長期的な<b>あり</b>方を定める。</p> <p>ロ 海岸の防護に関する事項</p> <p>防護すべき地域、防護水準等の海岸の防護の目標及びこれを達成するために実施しようとする施策の内容を定める。</p> <p>ハ 海岸環境整備及び保全に関する事項</p>

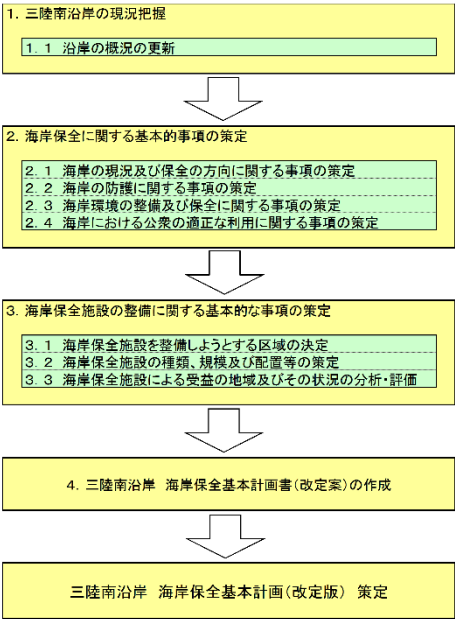
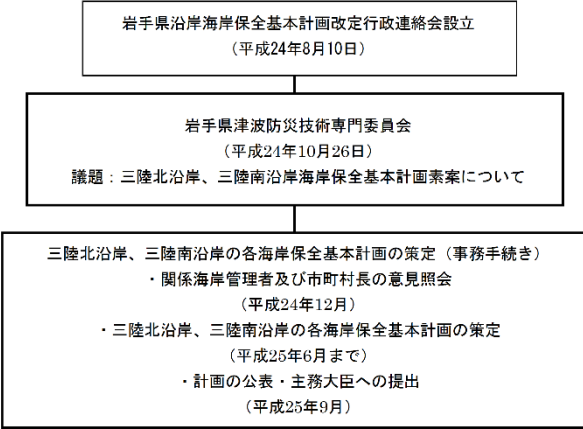
ページ	変更前	変更後
	<p>海岸環境を整備し、及び保全するために実施しようとする施策の内容を定める。</p> <p>ニ 海岸における公衆の適正な利用に関する事項</p> <p>海岸における公衆の適正な利用を促進するために実施しようとする施策の内容を定める。</p> <p>2) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項</p> <p>沿岸の各地域ごとの海岸において海岸保全施設を整備していくに当たっての基本的な事項として定めるものは次の事項とする。</p> <p>イ 海岸保全施設を整備しようとする区域</p> <p>一連の海岸保全施設を整備しようとする区域を原則として定める。</p> <p>ロ 海岸保全施設の種類、規模及び配置等</p> <p>イの区域ごとに海岸保全施設の種類、規模及び配置等について定める。</p> <p>ハ 海岸保全施設による受益の地域及びその状況</p> <p>海岸保全施設の種類によって津波、高潮等による災害や海岸侵食から防護される地域及びその地域の土地利用の状況等を示す。</p> <p>(2) 留意すべき事項</p> <p>海岸保全基本計画を策定するに当たって留意すべき事項は次のとおりである。</p> <p>1) 関連計画との整合性の確保</p> <p>国土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、地域計画等関連する計画との整合性を確保する。</p> <p>2) 関係行政機関との連携・調整</p> <p>海岸に係る行政機関と十分な連携と堅密な調整を図る。</p>	<p>海岸環境を整備し、及び保全するために実施しようとする施策の内容を定める。</p> <p>ニ 海岸における公衆の適正な利用に関する事項</p> <p>海岸における公衆の適正な利用を促進するために実施しようとする施策の内容を定める。</p> <p>2) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項</p> <p>沿岸の各地域ごとの海岸において海岸保全施設を整備していくに当たっての基本的な事項として定めるものは次の事項とする。</p> <p>イ 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項</p> <p>① 海岸保全施設を整備しようとする区域</p> <p>一連の海岸保全施設を整備しようとする区域を原則として定める。</p> <p>② 海岸保全施設の種類、規模及び配置等</p> <p>①の区域ごとに海岸保全施設の種類、規模及び配置等について定める。</p> <p>③ 海岸保全施設による受益の地域及びその状況</p> <p>海岸保全施設の種類によって津波、高潮等による災害や海岸侵食から防護される地域及びその地域の土地利用の状況等を示す。</p> <p>ロ 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項</p> <p>① 海岸保全施設の存する区域</p> <p>② 海岸保全施設の種類、規模及び配置等</p> <p>③ 海岸保全施設の維持又は修繕の方法</p> <p>(2) 留意すべき重要事項</p> <p>海岸保全基本計画を策定・改定するに当たって留意した事項は次のとおりである。</p> <p>1) 関連計画との整合性の確保</p> <p>計画策定時においては、地域全体の安全の確保、快適性や利便性の向上に配慮し、地域が一体となった計画の推進が重要であることから、県土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、地域計画等関連する計画との整合性を確保した。</p> <p>また、計画改定時においても、地域全体の安全の確保、快適性や利便性の向上に配慮し、地域が一体となった計画の推進が重要であることから、県土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、地域防災計画、災害関連計画等関連する計画との整合性を確保した。</p> <p>2) 関係行政機関との連携・調整</p> <p>計画策定時及び計画改定時においては、「三陸南沿岸海岸</p>

ページ	変更前	変更後
		<p>保全基本計画策定行政連絡会」等を設置し、広範囲及び様々な分野にわたる総合的な連携調整を図った。</p>
<p>P. 5 (〃)</p>	<p><b>3) 地域住民の参画と情報公開</b></p> <p>計画の策定段階で必要に応じ開催される公聴会等だけでなく、計画が実効的かつ効率的に執行できるよう、実施段階においても適宜地域住民の参画を得る。また、計画の策定段階から、計画の実現によりもたらされる防護、環境及び利用に関する状況について必要に応じ示す等、事業の透明性の向上を図るため、海岸に関する情報を広く公開する。</p> <p><b>4) 計画の見直し</b></p> <p>地域の状況変化や社会経済状況の変化等に応じ、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、適宜見直しを行う。</p>	<p><b>3) 地域住民の参画と情報公開</b></p> <p>計画策定時においては、策定段階において、有識者及び住民代表からなる懇談会、住民説明会及び縦覧を実施し、意見を本計画に十分に反映させた。</p> <p>また、計画改定時においても、宮城県では「宮城県沿岸懇談会」等を開催し、有識者及び住民等の意見を計画改定に反映させた。</p>
<p>P. 6 (〃)</p>	<p><b>1.4 計画策定・改定の流れ</b></p> <p><b>(1) 計画策定の流れ</b></p> <p>三陸南沿岸の海岸保全基本計画の策定にあたっては、国が海岸保全基本方針によって示す"定めるべき基本的な事項"に基づいて「海岸の保全に関する基本的な事項」及び「海岸保全の整備に関する基本的な事項」の二つに分けて検討を進めた。</p> <p>①海岸の保全に関する基本的な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「岩手地域懇談会」を組織し、沿岸全体を視野に入れた検討を行った。</li> </ul> <p>②海岸保全施設の整備に関する基本的な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域毎に地域懇談会を開催して、地域の特性に配慮した施設計画を検討した。</li> </ul> <p>③上記をとりまとめた計画素案に対し、岩手県地域懇談会で最終的な検討を行った。</p>	<p><b>1.4 計画策定・改定の流れ</b> (計画策定の流れ)</p> <p>①海岸の保全に関する基本的な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「三陸南沿岸懇談会」を組織し、沿岸全体を視野に入れた検討を行った。</li> </ul> <p>②海岸保全施設の整備に関する基本的な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域毎に地域懇談会を開催して、地域の特性に配慮した施設計画を検討した。</li> </ul> <p>③上記をとりまとめた計画素案に対し、「三陸南沿岸懇談会」で最終的な検討を行った。</p> <p>(計画改定の流れ)</p> <p>本改定にあたり、岩手県では「岩手県沿岸海岸保全基本計画改定行政連絡会」等を設置し、宮城県では「宮城県沿岸懇談会」等を設置し、最終的な検討を行った。</p>



P. 7  
(II)



ページ	変更前	変更後
P. 8 (P. 6)	<p>(2) 計画改定の流れ</p> <p>本改定にあたり、岩手県では岩手県沿岸海岸保全基本計画改定行政連絡会を設置し、岩手県津波防災技術専門委員会等で最終的な検討を行った。</p>  <p>岩手県 三陸南沿岸 海岸保全基本計画策定フロー（検討内容、改定時）</p>	※P6 に図移動
P. 6 (-)	 <p>岩手県 三陸南沿岸 海岸保全基本計画策定フロー（策定手順、改定時）</p>	※図削除
P. 10 (P. 8)	<p>1.1.1 概況</p> <p style="text-align: center;">とどがき</p> <p>三陸南沿岸は、岩手県宮古市の鮭ヶ崎より宮城県石巻市</p> <p>160 を超える港湾や漁港が立地し、海岸部の多くが地元沿岸漁業の利用の場となっているなど、豊かな沿岸で育まれた</p>	※宮城県計画（H27年8月）提出との整合 ※文言の変更
P. 11 (P. 9)	・記載順序の変更	※記載順序の変更

ページ	変更前	変更後
	<p data-bbox="212 208 373 253">おおの ひろた 大野湾、広田湾、</p> <p data-bbox="212 400 807 470">平成23年（西暦2011年）の東北地方太平洋沖地震により地盤沈下等のため海岸線が後退した海岸も見られる。</p> <p data-bbox="228 913 440 945"><b>(2) 沿岸の風、波</b></p> <p data-bbox="288 960 812 1075">岩手県側での風向（気象庁データより）は、釜石でSSE（南南東）、大船渡でNW（北西）、SSE（南南東）が卓越している。</p> <p data-bbox="288 1093 812 1294">岩手県側での波浪は、国土交通省所管NOWPHASの2001年～2010年の観測結果から、三陸南沿岸の釜石港で1.0m未満が62.7%となっている。また、波高1.0mを越える高い波は冬期、春期の低気圧、及び台風時に多い。</p> <p data-bbox="288 1312 812 1471">宮城県側での風向は、気仙沼港でNW（北西）とS（南）～SE（南東）方向が多く、志津川漁港ではNW（北西）～W（西）方向、女川ではSW（南西）方向が多くなっている。</p> <p data-bbox="288 1489 812 1823">宮城県側での波浪は、気象庁所管の江島観測所における観測結果では、周年の波高では0.5～1.0mの波高が最も多く、全体の40.2%を占めている。波高3m以上の波高の出現率は、夏季に少なく、その他の季節には4%程度の出現率となっている。全体的に高い波は、冬季～春季の低気圧や秋季の台風によるものが多く、1978年～1999年の観測結果からは、1980年12月24日に観測された有義波高9.27mのものが最大となっている。</p>	<p data-bbox="839 208 1000 253">ひろた おおの 広田湾、大野湾、</p> <p data-bbox="839 331 938 362"><b>※変更</b></p> <p data-bbox="839 400 1485 515">平成23年（西暦2011年）の東北地方太平洋沖地震により<b>広域地盤沈下</b>や<b>津波浸食</b>により<b>海岸線が約200m後退した海岸も見られ、復旧・復興計画にも大きな影響が生じている。</b></p> <p data-bbox="839 539 938 571"><b>※追加</b></p> <p data-bbox="839 609 1023 636">注1) リアス式海岸</p> <p data-bbox="839 640 1485 784">起伏の大きい山地が、地盤の沈下または海面の上昇によって海面下に沈んで生じた海岸。一般に海岸まで山地の迫った半島と、その間に挟まれたおぼれ谷（陸上の谷が地盤の沈下や海面の上昇によって海面下に沈んでつくられた湾）とが交互し、鋸歯状（のこぎりの歯のようにぎざぎざになっている状態）の海岸線を形成する。</p> <p data-bbox="1219 797 1474 824">参考「新版 地学事典」</p> <p data-bbox="839 853 1059 884"><b>※文字表記変更</b></p> <p data-bbox="855 916 1066 947"><b>(2) 沿岸の風、波</b></p> <p data-bbox="916 963 1485 1077">岩手県側での風向（気象庁データより）は、釜石で<b>SSE</b>（南南東）、大船渡でNW（北西）、<b>SSE</b>（南南東）が卓越している。</p> <p data-bbox="916 1095 1485 1254">岩手県側での波浪は、国土交通省所管（<b>NOWPHAS</b>）の2001年～2010年の観測結果から、三陸南沿岸の釜石港で1.0m未満が62.7%となっている。また、波高1.0mを越える高い波は冬期、春期の低気圧、及び台風時に多い。</p> <p data-bbox="916 1272 1485 1386">宮城県側での風向は、気仙沼港でNW（北西）と<b>S</b>（南）～<b>SE</b>（南東）方向が多く、志津川漁港ではNW（北西）～<b>W</b>（西）方向、女川では<b>SW</b>（南西）方向が多くなっている。</p> <p data-bbox="916 1404 1485 1738">宮城県側での波浪は、気象庁所管の江島観測所における観測結果では、周年の波高では0.5～1.0mの波高が最も多く、全体の40.2%を占めている。波高3m以上の波高の出現率は、夏季に少なく、その他の季節には4%程度の出現率となっている。全体的に高い波は、冬季～春季の低気圧や秋季の台風によるものが多く、1978年～1999年の観測結果からは、1980年12月24日に観測された有義波高9.27mのものが最大となっている。</p> <p data-bbox="839 1803 938 1834"><b>※追加</b></p> <p data-bbox="839 1861 1485 1939">注2) 有義波高 波の観測記録中、波高の最も高い方から順に全体の3分の1だけ取り出して、それらの波高を平均化した値をいう。</p>



ページ	変更前	変更後
<p>P. 12 (P. 10)</p>	<p style="text-align: center;">たかしお</p> <p>(3) 津波、高潮、波浪への対応状況</p> <p>①津波による浸水被害の発生状況</p> <p style="text-align: center;">じょうしゅうちたい</p> <p>三陸南沿岸は古くから津波の常襲地帯であり、多くの津波の襲来が記録されている。</p> <p style="text-align: center;">じょうがん</p> <p>過去の記録によると、古くは貞観11年（西暦869年）以来、平成23年の東北地方太平洋沖地震津波まで27回あまりの津波に襲われている。特に被害が大きかった津波としては、慶長16年（西暦1611年）及び明治29年（西暦1896年）の2回に渡って襲来した三陸沖地震津波や、昭和8年（西暦1933年）の三陸沖地震津波、昭和35年（西暦1960年）のチリ地震津波、平成23年（西暦2011年）の東北地方太平洋沖地震津波があげられる。</p> <p>津波時にはV字型の湾地形により波が増幅され、また、湾奥に集落が形成されている傾向にあるため、被害が増大する傾向にあることが特徴となっている。</p> <p>岩手県の宮古市姉吉には大津波記念碑があり、津波に対する警戒をうながす一例となっている。</p> <p>近年の三陸南沿岸に襲来した三陸沖地震津波（明治29年：西暦1896年、昭和8年：西暦1933年）、及びチリ地震津波（昭和35年：西暦1960年）での痕跡高では明治29年（西暦1896年）の三陸沖地震津波で最も高い記録が残っている。一方、昭和35年のチリ地震津波は痕跡高では明治29年及び昭和8年の三陸沖地震津波より低いものの、地域経済の発展に伴い沿岸部へ資産が集中していたため、痕跡高に比べ被害が大きくなっている。特に岩手県の山田町、釜石市、大船渡市、宮城県の気仙沼市、志津川町、女川町では人的被害、家屋・耕地等の被害が大きかった。</p> <p>平成23年（西暦2011年）の東北地方太平洋沖地震津波では最大遡上高は約40mにも上る大津波が発生し、東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に甚大な被害をもたらした。岩手県では、沿岸部の被害が深刻であり、特に南部の陸前高田市、大船渡市、釜石市、大槌町、山田町、宮古市での被害が顕著である。</p> <p>②高潮・波浪による災害の発生状況</p> <p>三陸南沿岸では高潮・波浪（台風時の高波浪等）による施設被害、越波被害、侵食被害が発生しており、</p>	<p>※宮城県計画（H27年8月）提出との整合</p> <p style="text-align: center;">たかしお</p> <p>(3) 津波、高潮、波浪への対応状況</p> <p>①津波による浸水被害の発生状況</p> <p style="text-align: center;">じょうしゅうちたい</p> <p>三陸南沿岸は古くから津波の常襲地帯であり、多くの津波の襲来が記録されている。</p> <p style="text-align: center;">じょうがん</p> <p>過去の記録によると、古くは貞観11年（西暦869年）以来、平成23年の東北地方太平洋沖地震津波まで27回あまりの津波に襲われている。特に被害が大きかった津波としては、慶長16年（西暦1611年）、明治29年（西暦1896年）、及び昭和8年（西暦1933年）の三陸沖地震津波、昭和35年（西暦1960年）のチリ地震津波、平成23年（西暦2011年）の東北地方太平洋沖地震津波があげられる。</p> <p>津波時にはV字型の湾地形により波が増幅され、また、湾奥に集落が形成されているため、被害が増大する傾向にあることが特徴となっている。</p> <p>岩手県の宮古市姉吉には大津波記念碑があり、津波の恐ろしさを後生に伝える一例となっている。</p> <p>近年の三陸南沿岸に襲来した三陸沖地震津波（明治29年：西暦1896年、昭和8年：西暦1933年）、チリ地震津波（昭和35年：西暦1960年）及び東北地方太平洋沖地震津波（平成23年：西暦2011年）での痕跡高では、平成23年（西暦2011年）の東北地方太平洋沖地震津波で20m以上に達する地域がみられ最も高い記録が残っている。また、近年は地域経済の発展に伴い沿岸部へ資産が集中していたため、人命、家屋・農地等に甚大な被害が生じている。</p> <p>②高潮・波浪による災害の発生状況</p> <p>三陸南沿岸では高潮・波浪（台風時の高波浪等）による施設被害、越波被害、侵食被害が発生しており、近年で特</p>

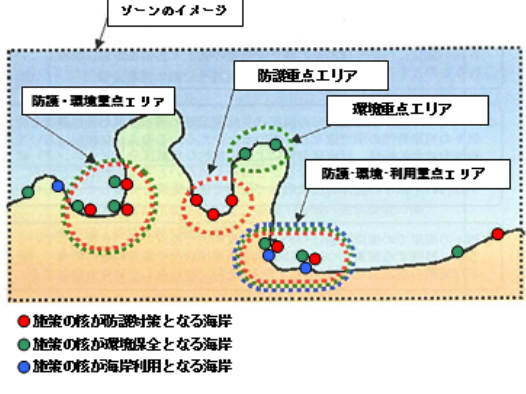
ページ	変更前	変更後
	<p>近年で特に被害の大きな災害としては、岩手県では平成6年の田の浜海岸（大野海岸）での台風災害、宮城県では唐桑町から歌津町にかけての広い範囲で災害が発生した平成2年の台風19号での災害である。</p> <p><b>③海岸侵食</b></p> <p>砂浜海岸では、各種のダム建設や河川改修工事による河川からの土砂供給量の減少や、海岸構造物による沿岸漂砂への影響等から侵食傾向の海岸も見られる。</p> <p><b>④海岸保全施設の整備状況</b></p> <p>三陸南沿岸の湾奥部に位置する海岸では、ほぼ全域<small>ていぼう ごがん きょうへき</small>にわたって堤防・護岸・胸壁<small>りがんてい</small>が整備され過去の津波と同規模の津波に対しての市街地や集落の安全性が図られるなど向上してきた。</p> <p>また、海水浴場等の海浜利用の多い海岸では、親水性（海浜へのアクセス）を確保するために階段式護岸<small>りがんてい</small>が整備され、砂浜の維持・保全が必要な海岸では離岸堤等が整備されるなど、それぞれの地域に応じた海岸整備が進められてきた。</p> <p>こうした海岸保全施設については、平成23年（西暦2011年）東北地方太平洋沖地震に伴う津波においても、津波を減衰させ避難時間の確保といった一定の効果を発揮したものの、津波の規模が甚大であり、広範囲にわたって被害が発生したため、現在鋭意災害復旧等を推進している状況である。</p>	<p>に被害の大きな災害としては、岩手県では平成6年の田の浜海岸（大野海岸）での台風災害、宮城県では<small>気仙沼市〔旧唐桑町〕</small>から<small>南三陸町〔旧歌津町〕</small>にかけての広い範囲で災害が発生した平成2年の台風19号での災害である。</p> <p><b>③海岸侵食</b></p> <p>砂浜海岸では、各種のダム建設や河川改修工事による河川からの土砂供給量の減少や、海岸構造物による沿岸漂砂への影響等から侵食傾向の海岸も見られる。また、平成23年（西暦2011年）の東北地方太平洋沖地震に伴う津波により、大きく侵食した海岸も見られる。</p> <p><b>④海岸保全施設の整備状況</b></p> <p>三陸南沿岸の湾奥部に位置する海岸では、ほぼ全域<small>ていぼう ごがん きょうへき</small>にわたって堤防・護岸・胸壁<small>りがんてい</small>が整備され過去の津波と同規模の津波に対しての市街地や集落の安全性が図られるなど向上してきた。</p> <p>また、海水浴場等の海浜利用の多い海岸では、親水性（海浜へのアクセス）を確保するために階段式護岸<small>りがんてい</small>が整備され、砂浜の維持・保全が必要な海岸では離岸堤等が整備されるなど、それぞれの地域に応じた海岸整備が進められてきた。</p> <p>こうした海岸保全施設については、平成23年（西暦2011年）東北地方太平洋沖地震に伴う津波においても、津波を減衰させ避難時間の確保といった一定の効果を発揮したものの、津波の規模が甚大であり、広範囲にわたって被害が発生したため、<b>災害復旧事業等</b>を推進している状況である。</p>
<p>P. 13 (P. 11)</p>	<p><b>⑤堤防等の整備高さの状況</b></p> <p>三陸南沿岸における堤防等の高さ（整備高さ）は、過去に襲来した津波（三陸沖地震津波、チリ地震津波）や高潮を計画津波・高潮（対抗すべき波）として、その津波や高潮が再び襲来した場合でも地域の安全が図られるよう計画されていた。</p> <p>岩手県・宮城県では、昭和35年に襲来したチリ地震津波を契機に、チリ地震津波を計画津波とした防潮堤等の整備による津波対策を本格的に開始した。</p> <p>岩手県では、その後、昭和48年に関係海岸管理者間</p>	<p><b>※文章の変更と追加と削除</b></p> <p><b>⑤堤防等の整備高さの状況</b></p> <p>三陸南沿岸における堤防等の高さ（整備高さ）は、過去に襲来した津波（三陸沖地震津波、チリ地震津波）や高潮を計画津波・高潮（対抗すべき波）として、その津波や高潮が再び襲来した場合でも地域の安全が図られるよう計画されていた。</p> <p>岩手県・宮城県では、昭和35年に襲来したチリ地震津波を契機に、チリ地震津波を計画津波とした防潮堤等の整備による津波対策を本格的に開始した。</p> <p>岩手県では、その後、昭和48年に関係海岸管理者間で防</p>

ページ	変更前	変更後
	<p>で防潮堤等の整備高さについて調整を図り、明治29年、昭和8年の三陸沖地震津波及び昭和35年のチリ地震津波のうち、既往最大の津波を対象として整備を進めてきた。</p> <p>宮城県では、明治・昭和の三陸沖地震津波により甚大な被害を受けた区域において高所移転が可能な地区（集落）については集団移転を行った。また、防潮堤等の整備高さは、既往最大津波高が望ましいものの、背後地の状況・経済的理由等から主としてチリ地震津波を対象として整備を進められてきた。</p> <p>こうした海岸堤防等については、平成23年（西暦2011年）東北地方太平洋沖地震に伴う津波においても、津波を減衰させ避難時間の確保といった一定の効果を発揮したものの、広範囲に渡って津波の被害が甚大であり、海岸保全施設の技術上の基準を定める省令第3条等に基づき、「設計津波の水位の設定方法等について」（農林水産省及び国土交通省、平成23年7月）に沿って、堤防等の天端高を設定し、現在鋭意災害復旧等を推進している状況である。</p> <p><b>⑥防災対策の状況</b></p> <p><b>1) 情報通信網の整備状況</b></p> <p>岩手県では「総合防災情報ネットワーク」、また、宮城県では「総合防災情報システム（MIDORI）」による県庁と出先機関及び市町村等との間での迅速な情報伝達と共有化を図っており、また更なる内容の整備拡充を図っていくこととしている。</p> <p><b>2) 県及び沿岸市町の防災対策</b></p> <p>岩手県では「岩手県地域防災計画（震災対策編）」、また、宮城県では「宮城県地域防災計画（震災編）」が策定されており、定期的な見直しにより津波を含む地震防災対策を総合的かつ計画的に進めている。</p> <p>また、沿岸市町においても地域防災計画を策定し、津波や高潮災害に対応した情報伝達体制の整備や日常的な防災教育、避難体制の整備などを行っている。</p> <p>今後、平成23年（西暦2011年）の東北地方太平洋沖地震津波による甚大な被害を踏まえ、岩手県では市町村が主体となり新たに「避難場所の整備」、「安全情報伝達施設整備」、「防災訓練」などを実施していくこととしている。</p>	<p>潮堤等の整備高さについて調整を図り、明治29年、昭和8年の三陸沖地震津波及び昭和35年のチリ地震津波のうち、既往最大の津波を対象として整備を進めてきた。</p> <p>宮城県では、明治・昭和の三陸沖地震津波により甚大な被害を受けた区域において高所移転が可能な地区（集落）については集団移転を行った。また、防潮堤等の整備高さは、既往最大津波高が望ましいものの、背後地の状況・経済的理由等から主としてチリ地震津波を対象として整備が進められてきた。</p> <p>こうした海岸堤防等については、平成23年（西暦2011年）東北地方太平洋沖地震に伴う津波においても、津波を減衰させ避難時間の確保といった一定の効果を発揮したものの、広範囲に渡って津波の被害が甚大であり、海岸保全施設の技術上の基準を定める省令第3条等に基づき、「設計津波の水位の設定方法等について」（農林水産省及び国土交通省、平成23年7月）に沿って、堤防等の計画天端高を設定し、災害復旧事業等を推進している状況である。</p> <p><b>⑥防災対策の状況</b></p> <p><b>1) 情報通信網の整備状況</b></p> <p>岩手県では「総合防災情報ネットワーク」、また、宮城県では「総合防災情報システム（MIDORI）」による県庁と出先機関及び市町村等間での報伝達と共有化を図っており、また更なる内容の整備拡充を図っていくこととしている。</p> <p><b>2) 県及び沿岸市町の防災対策</b></p> <p>岩手県では「岩手県地域防災計画（震災対策編）」、また、宮城県では「宮城県地域防災計画（震災編）」が策定されており、定期的な見直しにより津波を含む地震防災対策を総合的かつ計画的に進めていた。</p> <p>また、沿岸市町においても地域防災計画を策定し、津波や高潮災害に対応した情報伝達体制の整備や日常的な防災教育、避難体制の整備などを行っていた。</p> <p>今後、平成23年（西暦2011年）の東北地方太平洋沖地震津波による甚大な被害を踏まえ、新たに「避難場所の整備」、「防災訓練の実施」、「安全情報伝達施設整備」等を全市町で整備または実施していく。</p>
P. 14 (P. 12)	<p><b>3) 災害時の緊急輸送道路の整備状況</b></p> <p>岩手県でも同様の取組を行ってきた。</p> <p>今後、平成23年（西暦2011年）の東北地方太平洋沖地震津波</p>	<p><b>3) 災害時の緊急輸送道路の整備状況</b></p> <p>岩手県でも同様の取組を行っている。</p>

ページ	変更前	変更後
	<p>による甚大な被害を踏まえ、岩手県では、「三陸縦貫自動車道」などの三陸沿岸の縦貫軸及び「東北横断自動車道釜石秋田線」などの横断軸の道路を『復興道路』として位置づけ、国が整備を行っている。</p>	<p>同左削除</p>
<p>P. 15 (P. 13)</p>	<p>(2) 優れた海岸地形、景観 <small>なぎさ</small> <small>はくしゃせいしょう</small> また、「日本の渚百選」「日本の白砂青松百選」「日本の水浴場88選」「日本の音風景百選」等に選出されている評価の高い海岸も多く存在する。また国内では貴重となった「鳴り砂」の浜もみられる。</p> <p>(4) 陸域の生物 しかし、平成23年（西暦2011年）の東北地方太平洋沖地震津波により生態系に被害が生じた。</p> <p>(6) 海岸ゴミ等の海岸環境に対する影響 平成23年（西暦2011年）の東北地方太平洋沖地震後においては、瓦礫の発生に伴う漂着ゴミ問題が深刻化した。</p>	<p>(2) 優れた海岸地形、景観 <small>なぎさ</small> <small>はくしゃせいしょう</small> また、「日本の渚百選」「日本の白砂青松100選」「快水浴場百選」「日本の音風景100選」等に選出されている評価の高い海岸も多く存在する。また国内では貴重となった「鳴り砂」の砂浜もみられる。</p> <p>(4) 陸域の生物 しかし、平成23年（西暦2011年）の東北地方太平洋沖地震津波により動植物自体の被害をはじめ、その生息地、生育地、繁殖地、地域の生態系に被害が生じた。</p> <p>(6) 海岸ゴミ等の海岸環境に対する影響 また、平成23年（西暦2011年）の東北地方太平洋沖地震後においては、瓦礫の発生に伴う漂着ゴミ問題が深刻化した。</p>
<p>P. 16 (P. 14)</p>	<p>(1) 背後地域の土地利用及び海域利用 三陸南沿岸では地域の大部分が保安林などの林地となっており、平地のほとんどは港湾や漁港、市街地となっていて、田畑の利用に占める割合は少ない状況にある。 三陸南沿岸には多数の漁港があり、豊かな漁場環境を活かした水産業（沿岸漁業、養殖業、水産加工業など）が盛んであった。しかし、平成23年（西暦2011年）の東北地方太平洋沖地震津波により、そのほとんどの漁港施設や養殖施設等に甚大な被害が生じた。</p> <p>(2) 産業構造と就業者人口 三陸南沿岸では、沿岸市町の人口に占める第3次産業への就業の割合が高いものとなっている。第1次産業の就業者人口は、約7～28%（平成22年度国勢調査）であるが、その内訳をみると水産業が占める割合が大きくなっており地域産業において重要な位置にあることがうかがえる。</p> <p>(4) 海浜へのアクセス 三陸南沿岸における海浜へのアクセスは、沿岸部を南北に縦貫する国道45号とこれに接続する県道、市町道が幹線となっており、主な海水浴場や代表的な観光地へのアクセスは概ね確保されているが、リアス式海岸であり地形が急峻であることから直接<small>なぎさ</small>汀に近づくことができない海岸も多い。また、半島の先端部へのアクセスが難しい箇所もある。 しかし、平成23年（西暦2011年）の東北地方太平洋沖地震津波</p>	<p>(1) 背後地域の土地利用及び海域利用 三陸南沿岸では地域の大部分が保安林などの林地となっており、平地のほとんどは港湾や漁港、市街地となっていて、農地の利用に占める割合は少ない状況にある。 三陸南沿岸には多数の漁港があり、豊かな漁場環境を活かした水産業（沿岸漁業、養殖業、水産加工業など）が盛んであった。しかし、平成23年（西暦2011年）の東北地方太平洋沖地震津波により、そのほとんどの漁港施設や養殖施設等に甚大な被害が生じた。</p> <p>(2) 産業構造と就業者人口 三陸南沿岸では、沿岸市町の人口に占める第3次産業への就業の割合が高いものとなっている。第1次産業の就業者人口は、約7～23%（平成22年度国勢調査）であるが、その内訳をみると水産業の占める割合が大きくなっており地域産業において重要な位置にあることがうかがえる。</p> <p>(4) 海浜へのアクセス 三陸南沿岸における海浜へのアクセスは、沿岸部を南北に縦貫する国道45号とこれに接続する県道、市町道が幹線となっており、主な海水浴場や代表的な観光地へのアクセスは概ね確保されているが、リアス式海岸のため地形が急峻な海岸も多く、アクセスが難しい箇所もある。 しかし、平成23年（西暦2011年）の東北地方太平洋沖地震津波によ</p>

ページ	変更前	変更後
	により、主要道路等に甚大な被害が生じた。現在、復興道路として、主要道路等を整備中である。	り、主要道路等に甚大な被害が生じた。現在、 <b>災害復旧事業</b> や復興道路として、主要道路等を整備中である。
P. 17 (P. 15)	<p>(6) 海岸における地域活動</p> <p>三陸南沿岸における地域活動としては、地域住民（ボランティア）や漁業協同組合による海浜の定期的清掃活動が行われており、その他には植樹活動等の様々なNPO活動も行われている。特に、山と海を結んだ植樹活動は宮城県での活動を核に全国に広がっていった。</p> <p>現在は、復旧・復興に向けた様々な地域活動が行なわれている。</p>	<p><b>※宮城県計画（H27年8月）提出との整合</b></p> <p>(6) 海岸における地域活動</p> <p>三陸南沿岸における地域活動としては、地域住民（ボランティア）や漁業協同組合による海浜の定期的清掃活動が行われており、その他には植樹活動等の様々なNPO活動も行われている。特に、山と海を結んだ植樹活動は<b>気仙沼市や周辺地域</b>の活動を核に全国に広がっている。</p> <p>現在は、復旧・復興に向けた様々な地域活動が行なわれている。</p>
P. 19 (P. 17)	<p>◆海岸災害から人命・財産の安全の確保に努める</p> <p>「最大クラスの津波」に対しては、住民の避難を軸に、土地利用・避難施設の整備などソフト・ハードを総動員する多重防御の考え方で減災する。</p>	<p><b>※宮城県計画（H27年8月）提出との整合</b></p> <p>◆海岸災害から人命・財産の安全の確保に努める</p> <p>「最大クラスの津波」に対しては、<b>住民の人命を守ることを最優先とし</b>、住民の避難を軸に、土地利用・避難施設の整備などソフト・ハードを総動員する多重防御の考え方で減災する。</p>
P. 20	<p>1.2.3 海岸保全の長期的なあり方</p> <p>三陸南沿岸での海岸保全の長期的なあり方は、基本理念と基本方針を海岸保全の方向性として施策を展開していくものとする。</p>	<p><b>※文章表現の見直し</b></p> <p>1.2.3 海岸保全の長期的なあり方</p> <p>三陸南沿岸での海岸保全の長期的な<b>あり</b>方は、基本理念と基本方針を海岸保全の方向性として施策を展開していくものとする。</p>


ページ	変更前	変更後												
P. 21 (P. 14)	<p>◆課題点</p> <table border="1" data-bbox="228 331 809 663"> <tr> <td style="text-align: center;">防 護</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆津波、高潮、侵食等への対応               <ul style="list-style-type: none"> <li>○比較的発生頻度が高い津波に対する海岸堤防等による防護効果の確保</li> <li>○海岸堤防等の天端を越える津波に対する粘り強い構造の確保</li> <li>○効果的な海岸保全対策、施設整備の推進</li> <li>○水門等の遠隔操作化</li> <li>○保守点検等、施設の老朽化への対応</li> <li>○既存施設のデータベース化</li> <li>○防災教育の普及</li> <li>○最大クラスの津波を念頭においた防災体制の確立と運用</li> </ul> </li> <li>◆崖海岸及び砂浜への配慮と対応</li> <li>◆観測体制の確立</li> </ul> </td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="228 689 809 934"> <tr> <td style="text-align: center;">環 境</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆貴重種を含む生物への配慮、陸域・海域の生息環境の保全</li> <li>◆岩礁・砂浜等及び磯・藻場への配慮</li> <li>◆優れた海岸地形への配慮と対応</li> <li>◆優れた景観への配慮と対応</li> <li>◆水質劣化への配慮</li> <li>◆地域やボランティアとの連携、利用者のモラル向上への対応、環境劣化への対応</li> <li>◆自然関係の法規制との調整               <ul style="list-style-type: none"> <li>○行為の制約への対応</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="228 960 809 1227"> <tr> <td style="text-align: center;">利 用</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆土地利用、海域利用と海岸整備との連携・調整</li> <li>◆水産業利用への配慮</li> <li>◆アクセスの向上、避難経路の確保</li> <li>◆海岸における快適性・利便性の向上               <ul style="list-style-type: none"> <li>○多様な海岸利用への配慮及び住み分け</li> <li>○海岸保全施設整備における利用への配慮</li> <li>○駐車場、トイレ等の公共利用施設の整備</li> </ul> </li> <li>◆海岸愛護思想の醸成               <ul style="list-style-type: none"> <li>○海岸における地域活動との連携</li> <li>○自然体験、学習活動等の推進</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> </table>	防 護	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆津波、高潮、侵食等への対応               <ul style="list-style-type: none"> <li>○比較的発生頻度が高い津波に対する海岸堤防等による防護効果の確保</li> <li>○海岸堤防等の天端を越える津波に対する粘り強い構造の確保</li> <li>○効果的な海岸保全対策、施設整備の推進</li> <li>○水門等の遠隔操作化</li> <li>○保守点検等、施設の老朽化への対応</li> <li>○既存施設のデータベース化</li> <li>○防災教育の普及</li> <li>○最大クラスの津波を念頭においた防災体制の確立と運用</li> </ul> </li> <li>◆崖海岸及び砂浜への配慮と対応</li> <li>◆観測体制の確立</li> </ul>	環 境	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆貴重種を含む生物への配慮、陸域・海域の生息環境の保全</li> <li>◆岩礁・砂浜等及び磯・藻場への配慮</li> <li>◆優れた海岸地形への配慮と対応</li> <li>◆優れた景観への配慮と対応</li> <li>◆水質劣化への配慮</li> <li>◆地域やボランティアとの連携、利用者のモラル向上への対応、環境劣化への対応</li> <li>◆自然関係の法規制との調整               <ul style="list-style-type: none"> <li>○行為の制約への対応</li> </ul> </li> </ul>	利 用	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆土地利用、海域利用と海岸整備との連携・調整</li> <li>◆水産業利用への配慮</li> <li>◆アクセスの向上、避難経路の確保</li> <li>◆海岸における快適性・利便性の向上               <ul style="list-style-type: none"> <li>○多様な海岸利用への配慮及び住み分け</li> <li>○海岸保全施設整備における利用への配慮</li> <li>○駐車場、トイレ等の公共利用施設の整備</li> </ul> </li> <li>◆海岸愛護思想の醸成               <ul style="list-style-type: none"> <li>○海岸における地域活動との連携</li> <li>○自然体験、学習活動等の推進</li> </ul> </li> </ul>	<p>※宮城県計画（H27年8月）提出との整合 ※文書表現の変更</p> <p>◆課題点</p> <table border="1" data-bbox="877 331 1458 678"> <tr> <td style="text-align: center;">防 護</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆津波、高潮、侵食等への対応               <ul style="list-style-type: none"> <li>○比較的発生頻度が高い津波に対する海岸堤防等による防護効果の確保</li> <li>○海岸堤防等の天端を越える津波に対する粘り強い構造の確保</li> <li>○効果的な海岸保全対策、施設整備の推進</li> <li>○水門等の遠隔操作化・操作体制の確立</li> <li>○保守点検等、施設の老朽化への対応</li> <li>○既存施設のデータベース化</li> <li>○防災教育の普及</li> <li>○最大クラスの津波を念頭においた防災体制の確立と運用</li> </ul> </li> <li>◆崖海岸及び砂浜への配慮と対応</li> <li>◆潮位等の観測体制の確立と観測データの活用</li> <li>◆質の高い海岸保全技術の導入</li> </ul> </td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="877 705 1458 1189"> <tr> <td style="text-align: center;">環 境</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆海岸環境の保護・保全               <ul style="list-style-type: none"> <li>○海岸環境の保護・保全に配慮した施設整備の推進（貴重種を含む動植物や生息環境の保全）（岩礁・砂浜等及び磯・藻場の保全）</li> <li>○海岸愛護・海岸美化の啓発</li> <li>○環境保全に関する住民意識の向上（地域やボランティアとの連携）</li> </ul> </li> <li>◆海岸環境の観測体制と監視               <ul style="list-style-type: none"> <li>○水質のモニタリング</li> <li>○海岸特有の貴重な自然環境資源の監視</li> <li>○既存データのデータベース化</li> <li>○利用制限（行為の制約への対応）</li> </ul> </li> <li>◆海岸環境の再生と創出への対応               <ul style="list-style-type: none"> <li>○リアス式地形など、地域の状況に応じた環境の保全、再生・回復、新たな創出を図る手法の推進</li> <li>○地域の自然環境等に精通している有識者との協議</li> </ul> </li> <li>◆海岸景観への対応               <ul style="list-style-type: none"> <li>○周辺空間との調和</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="877 1272 1458 1778"> <tr> <td style="text-align: center;">利 用</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆陸域・海域、河口の豊かな資源の活用への対応               <ul style="list-style-type: none"> <li>○漁場環境の保全と養殖業等への配慮</li> <li>○学習・教育、レクリエーションの場の形成</li> </ul> </li> <li>◆海岸の安全で快適な利用や利用者のマナー向上               <ul style="list-style-type: none"> <li>○地元自治体や住民と連携した啓発活動（地域活動との連携）</li> <li>○普及方策の展開（自然体験、学習活動等の推進）</li> </ul> </li> <li>◆海岸における快適性・利便性の向上               <ul style="list-style-type: none"> <li>○利用者の快適性を高める質の高い海岸環境整備の展開</li> <li>○駐車場、トイレ等の公共利用施設の整備</li> <li>○海の眺望の確保</li> <li>○階段等付属施設の利用環境の向上（アクセスの向上、避難経路の確保）</li> </ul> </li> <li>◆地域のまちづくり計画等との調整（土地利用、海域利用と海岸整備との連携・調整）</li> <li>◆各関係機関との計画段階からの調整（施設整備における水産業等における利用への配慮）</li> </ul> </td> </tr> </table>	防 護	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆津波、高潮、侵食等への対応               <ul style="list-style-type: none"> <li>○比較的発生頻度が高い津波に対する海岸堤防等による防護効果の確保</li> <li>○海岸堤防等の天端を越える津波に対する粘り強い構造の確保</li> <li>○効果的な海岸保全対策、施設整備の推進</li> <li>○水門等の遠隔操作化・操作体制の確立</li> <li>○保守点検等、施設の老朽化への対応</li> <li>○既存施設のデータベース化</li> <li>○防災教育の普及</li> <li>○最大クラスの津波を念頭においた防災体制の確立と運用</li> </ul> </li> <li>◆崖海岸及び砂浜への配慮と対応</li> <li>◆潮位等の観測体制の確立と観測データの活用</li> <li>◆質の高い海岸保全技術の導入</li> </ul>	環 境	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆海岸環境の保護・保全               <ul style="list-style-type: none"> <li>○海岸環境の保護・保全に配慮した施設整備の推進（貴重種を含む動植物や生息環境の保全）（岩礁・砂浜等及び磯・藻場の保全）</li> <li>○海岸愛護・海岸美化の啓発</li> <li>○環境保全に関する住民意識の向上（地域やボランティアとの連携）</li> </ul> </li> <li>◆海岸環境の観測体制と監視               <ul style="list-style-type: none"> <li>○水質のモニタリング</li> <li>○海岸特有の貴重な自然環境資源の監視</li> <li>○既存データのデータベース化</li> <li>○利用制限（行為の制約への対応）</li> </ul> </li> <li>◆海岸環境の再生と創出への対応               <ul style="list-style-type: none"> <li>○リアス式地形など、地域の状況に応じた環境の保全、再生・回復、新たな創出を図る手法の推進</li> <li>○地域の自然環境等に精通している有識者との協議</li> </ul> </li> <li>◆海岸景観への対応               <ul style="list-style-type: none"> <li>○周辺空間との調和</li> </ul> </li> </ul>	利 用	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆陸域・海域、河口の豊かな資源の活用への対応               <ul style="list-style-type: none"> <li>○漁場環境の保全と養殖業等への配慮</li> <li>○学習・教育、レクリエーションの場の形成</li> </ul> </li> <li>◆海岸の安全で快適な利用や利用者のマナー向上               <ul style="list-style-type: none"> <li>○地元自治体や住民と連携した啓発活動（地域活動との連携）</li> <li>○普及方策の展開（自然体験、学習活動等の推進）</li> </ul> </li> <li>◆海岸における快適性・利便性の向上               <ul style="list-style-type: none"> <li>○利用者の快適性を高める質の高い海岸環境整備の展開</li> <li>○駐車場、トイレ等の公共利用施設の整備</li> <li>○海の眺望の確保</li> <li>○階段等付属施設の利用環境の向上（アクセスの向上、避難経路の確保）</li> </ul> </li> <li>◆地域のまちづくり計画等との調整（土地利用、海域利用と海岸整備との連携・調整）</li> <li>◆各関係機関との計画段階からの調整（施設整備における水産業等における利用への配慮）</li> </ul>
防 護	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆津波、高潮、侵食等への対応               <ul style="list-style-type: none"> <li>○比較的発生頻度が高い津波に対する海岸堤防等による防護効果の確保</li> <li>○海岸堤防等の天端を越える津波に対する粘り強い構造の確保</li> <li>○効果的な海岸保全対策、施設整備の推進</li> <li>○水門等の遠隔操作化</li> <li>○保守点検等、施設の老朽化への対応</li> <li>○既存施設のデータベース化</li> <li>○防災教育の普及</li> <li>○最大クラスの津波を念頭においた防災体制の確立と運用</li> </ul> </li> <li>◆崖海岸及び砂浜への配慮と対応</li> <li>◆観測体制の確立</li> </ul>													
環 境	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆貴重種を含む生物への配慮、陸域・海域の生息環境の保全</li> <li>◆岩礁・砂浜等及び磯・藻場への配慮</li> <li>◆優れた海岸地形への配慮と対応</li> <li>◆優れた景観への配慮と対応</li> <li>◆水質劣化への配慮</li> <li>◆地域やボランティアとの連携、利用者のモラル向上への対応、環境劣化への対応</li> <li>◆自然関係の法規制との調整               <ul style="list-style-type: none"> <li>○行為の制約への対応</li> </ul> </li> </ul>													
利 用	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆土地利用、海域利用と海岸整備との連携・調整</li> <li>◆水産業利用への配慮</li> <li>◆アクセスの向上、避難経路の確保</li> <li>◆海岸における快適性・利便性の向上               <ul style="list-style-type: none"> <li>○多様な海岸利用への配慮及び住み分け</li> <li>○海岸保全施設整備における利用への配慮</li> <li>○駐車場、トイレ等の公共利用施設の整備</li> </ul> </li> <li>◆海岸愛護思想の醸成               <ul style="list-style-type: none"> <li>○海岸における地域活動との連携</li> <li>○自然体験、学習活動等の推進</li> </ul> </li> </ul>													
防 護	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆津波、高潮、侵食等への対応               <ul style="list-style-type: none"> <li>○比較的発生頻度が高い津波に対する海岸堤防等による防護効果の確保</li> <li>○海岸堤防等の天端を越える津波に対する粘り強い構造の確保</li> <li>○効果的な海岸保全対策、施設整備の推進</li> <li>○水門等の遠隔操作化・操作体制の確立</li> <li>○保守点検等、施設の老朽化への対応</li> <li>○既存施設のデータベース化</li> <li>○防災教育の普及</li> <li>○最大クラスの津波を念頭においた防災体制の確立と運用</li> </ul> </li> <li>◆崖海岸及び砂浜への配慮と対応</li> <li>◆潮位等の観測体制の確立と観測データの活用</li> <li>◆質の高い海岸保全技術の導入</li> </ul>													
環 境	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆海岸環境の保護・保全               <ul style="list-style-type: none"> <li>○海岸環境の保護・保全に配慮した施設整備の推進（貴重種を含む動植物や生息環境の保全）（岩礁・砂浜等及び磯・藻場の保全）</li> <li>○海岸愛護・海岸美化の啓発</li> <li>○環境保全に関する住民意識の向上（地域やボランティアとの連携）</li> </ul> </li> <li>◆海岸環境の観測体制と監視               <ul style="list-style-type: none"> <li>○水質のモニタリング</li> <li>○海岸特有の貴重な自然環境資源の監視</li> <li>○既存データのデータベース化</li> <li>○利用制限（行為の制約への対応）</li> </ul> </li> <li>◆海岸環境の再生と創出への対応               <ul style="list-style-type: none"> <li>○リアス式地形など、地域の状況に応じた環境の保全、再生・回復、新たな創出を図る手法の推進</li> <li>○地域の自然環境等に精通している有識者との協議</li> </ul> </li> <li>◆海岸景観への対応               <ul style="list-style-type: none"> <li>○周辺空間との調和</li> </ul> </li> </ul>													
利 用	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆陸域・海域、河口の豊かな資源の活用への対応               <ul style="list-style-type: none"> <li>○漁場環境の保全と養殖業等への配慮</li> <li>○学習・教育、レクリエーションの場の形成</li> </ul> </li> <li>◆海岸の安全で快適な利用や利用者のマナー向上               <ul style="list-style-type: none"> <li>○地元自治体や住民と連携した啓発活動（地域活動との連携）</li> <li>○普及方策の展開（自然体験、学習活動等の推進）</li> </ul> </li> <li>◆海岸における快適性・利便性の向上               <ul style="list-style-type: none"> <li>○利用者の快適性を高める質の高い海岸環境整備の展開</li> <li>○駐車場、トイレ等の公共利用施設の整備</li> <li>○海の眺望の確保</li> <li>○階段等付属施設の利用環境の向上（アクセスの向上、避難経路の確保）</li> </ul> </li> <li>◆地域のまちづくり計画等との調整（土地利用、海域利用と海岸整備との連携・調整）</li> <li>◆各関係機関との計画段階からの調整（施設整備における水産業等における利用への配慮）</li> </ul>													
P. 22 (P. 14)	<p>1.2.5 三陸南沿岸における基本施策</p> <p>海岸における安全確保を目的とする「海岸の防護」、豊かで貴重な自然環境・生態系の保護・保全を目的とした「海岸環境の整備及び保全」、及び海岸の</p>	<p>※文言の変更</p> <p>1.2.5 三陸南沿岸における基本施策</p> <p>海岸における安全確保を目的とする「海岸の防護」、豊かで貴重な自然環境・生態系の保護・保全を目的とした「海岸環境の整備及び保全」、および海岸の施設整備や自然環境保全との調和を考慮し</p>												

	<p>施設整備や自然環境保全との調和を考慮した「海岸における公衆の適正な利用」の3つを柱として、三陸南沿岸の長期的な在り方(基本理念)の実現に向け、三陸南沿岸では以下の施策を基本施策として展開する。</p>	<p>た「海岸における公衆の適正な利用」の3つを柱として、三陸南沿岸の長期的なあり方(基本理念)の実現に向け、相互に調整を図り、以下の施策を基本施策として展開する。</p>
<p>P. 23 (P. 22)</p>		
<p>P. 24 (P. 23)</p>	<p>2. 海岸の防護に関する事項</p> <p>2.1 海岸の防護の目標</p> <p>2.1.1 防護すべき地域</p> <p>三陸南沿岸での防護すべき地域とは、「海岸保全施設が整備されない場合に、設定する津波・高潮等による浸水等によって海岸背後の家屋や農地などの諸施設に対する被害の発生が想定される地域。また、侵食によって貴重な海浜や周辺環境が損なわれることが想定される地域。」とする。</p> <p>2.1.2 防護水準</p> <p>防護水準は、海岸の津波・高潮等、侵食による被害状況、背後状況や地域ニーズに応じた防護のあり方を海岸管理者が定めた上で適切に設定していくものとする。また、海岸保全施設の整備にあたっては、自然環境の保全や海岸の利用、水産・観光振興への寄与にも十分配慮するとともに、地域の人々の意見も反映して総合的に検討し進めていくものとする。なお、災害時の情報提供や避難・誘導體制の確立等についても関係機関と連携・調整を図るものとする。</p> <p>特に、津波への防護水準については、明治29年、昭和8年の三陸沖地震津波、昭和35年のチリ地震津波、平成23年の東北地方太平洋沖地震津波での多大な津波被害の実態や、シミュレーション等による検討を基にして、比較的</p>	<p>※宮城県計画（H27年8月）提出との整合 ※文言の変更</p> <p>2. 海岸の防護に関する事項</p> <p>2.1 海岸の防護の目標</p> <p>2.1.1 防護すべき地域</p> <p>三陸南沿岸での防護すべき地域とは、「海岸保全施設が整備されない場合に、設定する津波・高潮等による浸水等によって海岸背後の人命、家屋や農地、幹線道路、鉄道等の諸施設に対する被害の発生、さらには地域経済活動にまで影響が及ぼすことが想定される地域。また、侵食によって貴重な海浜や周辺環境が損なわれることが想定される地域。」とする。</p> <p>2.1.2 防護水準</p> <p>防護水準は、海岸の津波・高潮等、侵食による被害状況、背後状況や地域ニーズに応じた防護のあり方を海岸管理者が定めた上で適切に設定していくものとする。また、海岸保全施設の整備にあたっては、自然環境の保全や海岸の利用、水産・観光振興への寄与にも十分配慮するとともに、地域の人々の意見も反映して総合的に検討し進めていくものとする。なお、災害時の情報提供や避難・誘導體制の確立等についても関係機関と連携・調整を図るものとする。</p> <p>特に、津波への防護水準については、明治29年、昭和8年の三陸沖地震津波、昭和35年のチリ地震津波、平成23年の東北地方太平洋沖地震津波での多大な津波被害の実態</p>

	<p>発生頻度の高い津波（数十年から百数十年に一度程度）に対して対処できる防護水準としていくことを目標に、湾や海岸線の向き等により同一の津波外力を設定しようと判断される地域海岸単位の設計津波の水位を設定し、それを目安に設定するものとする。また、海岸堤防等の天端を越える津波に対しては、設計対象の津波高を超え、海岸堤防等の天端を越流した場合であっても、施設が破壊、倒壊するまでの時間を少しでも長くする、あるいは、施設が完全に流失した状態である全壊に至る可能性を少しでも減らすといった減災効果を目指した構造上の工夫を施すこととする。</p> <p>また、侵食への防護については、平成23年の東北地方太平洋沖地震津波で、地形変化が見られるが、津波への防護を優先しつつ、各市町村と調整を図りながら、侵食の進行状況や程度に応じて面的防護を含めた海岸保全施設の整備等によって現状汀線を保全・維持、または回復していくことを基本的な目標とする。</p> <p>三陸南沿岸における津波・高潮等、及び侵食についての防護水準は次頁のとおりとする。</p>	<p>や、シミュレーション等による検討を基にして、比較的発生頻度の高い津波（数十年から百数十年に一度程度）に対処する。計画堤防高は、湾や海岸線の向き等により同一の津波外力を設定しうる地域海岸単位の設計津波の水位を求め、それを基本に定めるものとする。また、海岸堤防等の天端を越える津波に対しては、人命を最大限に守ることを目的として、避難時間を確保するなど全壊に至る可能性を減らすために、堤防等を粘り強い構造にしていくものとする。</p> <p>侵食への防護については、平成23年の東北地方太平洋沖地震津波で、地形変化が見られるが、津波への防護を優先しつつ、各市町村と調整を図りながら、侵食の進行状況や程度に応じて面的防護を含めた海岸保全施設の整備等によって現状汀線を保全・維持、または回復していくことを基本的な目標とする。</p> <p>三陸南沿岸における津波・高潮等、及び侵食についての防護水準は次頁のとおりとする。</p>
--	--	--



ページ	変更前	変更後																																																																																																																																																																																																																																										
P. 24 (P. 23)	<p align="center"><b>防潮堤等の防護水準、及び侵食についての防護水準（岩手県地域）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>防護すべき地域</th> <th>津波・高潮等 (防潮堤等の整備可能高さ)</th> <th>侵食</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域海岸</td> <td>市町村</td> <td></td> </tr> <tr> <td>重茂海岸</td> <td>宮古市 (餅ヶ崎まで)</td> <td>(TP+14.1m) の確保</td> <td rowspan="15">現状の汀線維持、もしくは、必要に応じた汀線の回復。</td> </tr> <tr> <td>山田湾</td> <td>山田町</td> <td>(TP+9.7m) の確保</td> </tr> <tr> <td>船越湾</td> <td>大槌町</td> <td>(TP+12.8m) の確保</td> </tr> <tr> <td>大槌湾</td> <td></td> <td>(TP+14.5m) の確保</td> </tr> <tr> <td>山石湾</td> <td rowspan="4">釜石市</td> <td>(TP+12.0m) の確保</td> </tr> <tr> <td>釜石湾</td> <td>(TP+6.1m) の確保</td> </tr> <tr> <td>唐丹湾</td> <td>(TP+14.5m) の確保</td> </tr> <tr> <td>吉浜湾</td> <td>(TP+14.3m) の確保</td> </tr> <tr> <td>越喜来湾</td> <td rowspan="4">大船渡市</td> <td>(TP+11.5m) の確保</td> </tr> <tr> <td>渡里湾</td> <td>(TP+7.9m) の確保</td> </tr> <tr> <td>大船渡湾外洋</td> <td>(TP+14.1m) の確保</td> </tr> <tr> <td>大船渡湾</td> <td>(TP+7.5m) の確保</td> </tr> <tr> <td>大野湾</td> <td>陸前高田市</td> <td>(TP+12.8m) の確保</td> </tr> <tr> <td>広田湾外洋</td> <td rowspan="2">陸前高田市</td> <td>(TP+12.8m) の確保</td> </tr> <tr> <td>広田湾</td> <td>(TP+12.5m) の確保</td> </tr> </tbody> </table>	防護すべき地域	津波・高潮等 (防潮堤等の整備可能高さ)	侵食	地域海岸	市町村		重茂海岸	宮古市 (餅ヶ崎まで)	(TP+14.1m) の確保	現状の汀線維持、もしくは、必要に応じた汀線の回復。	山田湾	山田町	(TP+9.7m) の確保	船越湾	大槌町	(TP+12.8m) の確保	大槌湾		(TP+14.5m) の確保	山石湾	釜石市	(TP+12.0m) の確保	釜石湾	(TP+6.1m) の確保	唐丹湾	(TP+14.5m) の確保	吉浜湾	(TP+14.3m) の確保	越喜来湾	大船渡市	(TP+11.5m) の確保	渡里湾	(TP+7.9m) の確保	大船渡湾外洋	(TP+14.1m) の確保	大船渡湾	(TP+7.5m) の確保	大野湾	陸前高田市	(TP+12.8m) の確保	広田湾外洋	陸前高田市	(TP+12.8m) の確保	広田湾	(TP+12.5m) の確保	<p align="center"><b>防潮堤等の防護水準、及び侵食についての防護水準（岩手県地域）</b></p> <p align="right">単位：m (T.P.)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域海岸名</th> <th rowspan="2">代表地震</th> <th rowspan="2">地域海岸内堤防高</th> <th colspan="3">海岸堤防高</th> <th rowspan="2">侵食</th> </tr> <tr> <th>起点</th> <th>終点</th> <th>高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重茂海岸</td> <td>明治三陸地震</td> <td>14.1</td> <td>餅ヶ崎</td> <td>大沢</td> <td>14.1</td> <td rowspan="15">現状の汀線維持、もしくは、必要に応じた汀線の維持</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">山田湾</td> <td rowspan="2">明治三陸地震</td> <td rowspan="2">9.7</td> <td>大沢</td> <td>浦の浜</td> <td>9.7</td> </tr> <tr> <td>浦の浜半崎</td> <td>小根ヶ崎</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">船越湾</td> <td rowspan="2">明治三陸地震</td> <td rowspan="2">12.8</td> <td>浦の浜</td> <td>浦の浜半崎</td> <td>11.6</td> </tr> <tr> <td>小根ヶ崎</td> <td>波板海岸</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">大槌湾</td> <td rowspan="4">明治三陸地震</td> <td rowspan="4">14.5</td> <td>吉里吉里</td> <td>野島</td> <td>12.8</td> </tr> <tr> <td>波板海岸</td> <td>吉里吉里</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>野島</td> <td>赤浜2</td> <td rowspan="2">14.5</td> </tr> <tr> <td>赤浜1</td> <td>伸松</td> </tr> <tr> <td>白石</td> <td>御箱崎</td> <td rowspan="2">6.4</td> </tr> <tr> <td>赤浜2</td> <td>赤浜1</td> </tr> <tr> <td>山石湾</td> <td>昭和三陸地震</td> <td>12.0</td> <td>御箱崎</td> <td>馬田岬</td> <td>12.0</td> </tr> <tr> <td>釜石湾</td> <td>明治三陸地震</td> <td>6.1</td> <td>馬田岬</td> <td>尾崎</td> <td>6.1</td> </tr> <tr> <td>唐丹湾</td> <td>昭和三陸地震</td> <td>14.5</td> <td>尾崎</td> <td>死骨崎</td> <td>14.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">吉浜湾</td> <td rowspan="4">想定宮城県沖</td> <td rowspan="4">14.3</td> <td>死骨崎</td> <td>沖田</td> <td>14.3</td> </tr> <tr> <td>横石</td> <td>首崎</td> <td></td> </tr> <tr> <td>沖田</td> <td>吉浜</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>吉浜</td> <td>横石</td> <td>7.15</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">越喜来湾</td> <td rowspan="3">昭和三陸地震</td> <td rowspan="3">11.5</td> <td>首崎</td> <td>鬼沢</td> <td>11.5</td> </tr> <tr> <td>鬼沢2</td> <td>御崎</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鬼沢</td> <td>鬼沢2</td> <td>4.3</td> </tr> <tr> <td>綾里湾</td> <td>想定宮城県沖</td> <td>7.9</td> <td>脚崎</td> <td>綾里崎</td> <td>7.9</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">大船渡湾外洋</td> <td rowspan="4">昭和三陸地震</td> <td rowspan="4">14.1</td> <td>綾里崎</td> <td>綾里</td> <td>11.6</td> </tr> <tr> <td>合足2</td> <td>外口</td> <td></td> </tr> <tr> <td>綾里</td> <td>合足</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>合足</td> <td>合足2</td> <td>14.1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大船渡湾</td> <td rowspan="2">明治三陸地震</td> <td rowspan="2">7.5</td> <td>外口</td> <td>鳥沢</td> <td>5.17</td> </tr> <tr> <td>鳥沢</td> <td>碓石岬</td> <td>7.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">大野湾</td> <td rowspan="8">昭和三陸地震</td> <td rowspan="8">12.8</td> <td>碓石岬</td> <td>大石</td> <td rowspan="4">12.8</td> </tr> <tr> <td>碓石岬</td> <td>谷地館</td> </tr> <tr> <td>長洞</td> <td>田の浜崎</td> </tr> <tr> <td>小屋敷</td> <td>後花貝</td> </tr> <tr> <td>釜ヶ崎</td> <td>黒崎</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大石</td> <td>碓石岬</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td>谷地館</td> <td>長洞</td> <td>10.9</td> </tr> <tr> <td>田の浜崎</td> <td>小屋敷</td> <td>3.1</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">広田湾外洋</td> <td rowspan="4">明治三陸地震</td> <td rowspan="4">12.8</td> <td>後花貝</td> <td>釜ヶ崎</td> <td>10.4</td> </tr> <tr> <td>黒崎</td> <td>岩倉</td> <td>12.8</td> </tr> <tr> <td>赤坂角地</td> <td>広田崎</td> <td>6.3</td> </tr> <tr> <td>岩倉</td> <td>赤坂角地</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">広田湾</td> <td rowspan="4">想定宮城県沖</td> <td rowspan="4">12.5</td> <td>広田崎</td> <td>大入崎</td> <td>12.5</td> </tr> <tr> <td>鳥の巣崎</td> <td>宮城県境</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大入崎</td> <td>後浜</td> <td>8.1</td> </tr> <tr> <td>後浜</td> <td>鳥の巣崎</td> <td>6.3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>鳥の巣崎</td> <td>鳥の巣崎</td> <td>8.8</td> </tr> </tbody> </table>	地域海岸名	代表地震	地域海岸内堤防高	海岸堤防高			侵食	起点	終点	高さ	重茂海岸	明治三陸地震	14.1	餅ヶ崎	大沢	14.1	現状の汀線維持、もしくは、必要に応じた汀線の維持	山田湾	明治三陸地震	9.7	大沢	浦の浜	9.7	浦の浜半崎	小根ヶ崎		船越湾	明治三陸地震	12.8	浦の浜	浦の浜半崎	11.6	小根ヶ崎	波板海岸		大槌湾	明治三陸地震	14.5	吉里吉里	野島	12.8	波板海岸	吉里吉里	4.5	野島	赤浜2	14.5	赤浜1	伸松	白石	御箱崎	6.4	赤浜2	赤浜1	山石湾	昭和三陸地震	12.0	御箱崎	馬田岬	12.0	釜石湾	明治三陸地震	6.1	馬田岬	尾崎	6.1	唐丹湾	昭和三陸地震	14.5	尾崎	死骨崎	14.5	吉浜湾	想定宮城県沖	14.3	死骨崎	沖田	14.3	横石	首崎		沖田	吉浜	4.5	吉浜	横石	7.15	越喜来湾	昭和三陸地震	11.5	首崎	鬼沢	11.5	鬼沢2	御崎		鬼沢	鬼沢2	4.3	綾里湾	想定宮城県沖	7.9	脚崎	綾里崎	7.9	大船渡湾外洋	昭和三陸地震	14.1	綾里崎	綾里	11.6	合足2	外口		綾里	合足	2.5	合足	合足2	14.1	大船渡湾	明治三陸地震	7.5	外口	鳥沢	5.17	鳥沢	碓石岬	7.5	大野湾	昭和三陸地震	12.8	碓石岬	大石	12.8	碓石岬	谷地館	長洞	田の浜崎	小屋敷	後花貝	釜ヶ崎	黒崎		大石	碓石岬	8.0	谷地館	長洞	10.9	田の浜崎	小屋敷	3.1	広田湾外洋	明治三陸地震	12.8	後花貝	釜ヶ崎	10.4	黒崎	岩倉	12.8	赤坂角地	広田崎	6.3	岩倉	赤坂角地		広田湾	想定宮城県沖	12.5	広田崎	大入崎	12.5	鳥の巣崎	宮城県境		大入崎	後浜	8.1	後浜	鳥の巣崎	6.3				鳥の巣崎	鳥の巣崎	8.8
	防護すべき地域	津波・高潮等 (防潮堤等の整備可能高さ)	侵食																																																																																																																																																																																																																																									
地域海岸	市町村																																																																																																																																																																																																																																											
重茂海岸	宮古市 (餅ヶ崎まで)	(TP+14.1m) の確保	現状の汀線維持、もしくは、必要に応じた汀線の回復。																																																																																																																																																																																																																																									
山田湾	山田町	(TP+9.7m) の確保																																																																																																																																																																																																																																										
船越湾	大槌町	(TP+12.8m) の確保																																																																																																																																																																																																																																										
大槌湾		(TP+14.5m) の確保																																																																																																																																																																																																																																										
山石湾	釜石市	(TP+12.0m) の確保																																																																																																																																																																																																																																										
釜石湾		(TP+6.1m) の確保																																																																																																																																																																																																																																										
唐丹湾		(TP+14.5m) の確保																																																																																																																																																																																																																																										
吉浜湾		(TP+14.3m) の確保																																																																																																																																																																																																																																										
越喜来湾	大船渡市	(TP+11.5m) の確保																																																																																																																																																																																																																																										
渡里湾		(TP+7.9m) の確保																																																																																																																																																																																																																																										
大船渡湾外洋		(TP+14.1m) の確保																																																																																																																																																																																																																																										
大船渡湾		(TP+7.5m) の確保																																																																																																																																																																																																																																										
大野湾	陸前高田市	(TP+12.8m) の確保																																																																																																																																																																																																																																										
広田湾外洋	陸前高田市	(TP+12.8m) の確保																																																																																																																																																																																																																																										
広田湾		(TP+12.5m) の確保																																																																																																																																																																																																																																										
地域海岸名	代表地震	地域海岸内堤防高	海岸堤防高			侵食																																																																																																																																																																																																																																						
			起点	終点	高さ																																																																																																																																																																																																																																							
重茂海岸	明治三陸地震	14.1	餅ヶ崎	大沢	14.1	現状の汀線維持、もしくは、必要に応じた汀線の維持																																																																																																																																																																																																																																						
山田湾	明治三陸地震	9.7	大沢	浦の浜	9.7																																																																																																																																																																																																																																							
			浦の浜半崎	小根ヶ崎																																																																																																																																																																																																																																								
船越湾	明治三陸地震	12.8	浦の浜	浦の浜半崎	11.6																																																																																																																																																																																																																																							
			小根ヶ崎	波板海岸																																																																																																																																																																																																																																								
大槌湾	明治三陸地震	14.5	吉里吉里	野島	12.8																																																																																																																																																																																																																																							
			波板海岸	吉里吉里	4.5																																																																																																																																																																																																																																							
			野島	赤浜2	14.5																																																																																																																																																																																																																																							
			赤浜1	伸松																																																																																																																																																																																																																																								
白石	御箱崎	6.4																																																																																																																																																																																																																																										
赤浜2	赤浜1																																																																																																																																																																																																																																											
山石湾	昭和三陸地震	12.0	御箱崎	馬田岬	12.0																																																																																																																																																																																																																																							
釜石湾	明治三陸地震	6.1	馬田岬	尾崎	6.1																																																																																																																																																																																																																																							
唐丹湾	昭和三陸地震	14.5	尾崎	死骨崎	14.5																																																																																																																																																																																																																																							
吉浜湾	想定宮城県沖	14.3	死骨崎	沖田	14.3																																																																																																																																																																																																																																							
			横石	首崎																																																																																																																																																																																																																																								
			沖田	吉浜	4.5																																																																																																																																																																																																																																							
			吉浜	横石	7.15																																																																																																																																																																																																																																							
越喜来湾	昭和三陸地震	11.5	首崎	鬼沢	11.5																																																																																																																																																																																																																																							
			鬼沢2	御崎																																																																																																																																																																																																																																								
			鬼沢	鬼沢2	4.3																																																																																																																																																																																																																																							
綾里湾	想定宮城県沖	7.9	脚崎	綾里崎	7.9																																																																																																																																																																																																																																							
大船渡湾外洋	昭和三陸地震	14.1	綾里崎	綾里	11.6																																																																																																																																																																																																																																							
			合足2	外口																																																																																																																																																																																																																																								
			綾里	合足	2.5																																																																																																																																																																																																																																							
			合足	合足2	14.1																																																																																																																																																																																																																																							
大船渡湾	明治三陸地震	7.5	外口	鳥沢	5.17																																																																																																																																																																																																																																							
			鳥沢	碓石岬	7.5																																																																																																																																																																																																																																							
大野湾	昭和三陸地震	12.8	碓石岬	大石	12.8																																																																																																																																																																																																																																							
			碓石岬	谷地館																																																																																																																																																																																																																																								
			長洞	田の浜崎																																																																																																																																																																																																																																								
			小屋敷	後花貝																																																																																																																																																																																																																																								
			釜ヶ崎	黒崎																																																																																																																																																																																																																																								
			大石	碓石岬	8.0																																																																																																																																																																																																																																							
			谷地館	長洞	10.9																																																																																																																																																																																																																																							
			田の浜崎	小屋敷	3.1																																																																																																																																																																																																																																							
広田湾外洋	明治三陸地震	12.8	後花貝	釜ヶ崎	10.4																																																																																																																																																																																																																																							
			黒崎	岩倉	12.8																																																																																																																																																																																																																																							
			赤坂角地	広田崎	6.3																																																																																																																																																																																																																																							
			岩倉	赤坂角地																																																																																																																																																																																																																																								
広田湾	想定宮城県沖	12.5	広田崎	大入崎	12.5																																																																																																																																																																																																																																							
			鳥の巣崎	宮城県境																																																																																																																																																																																																																																								
			大入崎	後浜	8.1																																																																																																																																																																																																																																							
			後浜	鳥の巣崎	6.3																																																																																																																																																																																																																																							
			鳥の巣崎	鳥の巣崎	8.8																																																																																																																																																																																																																																							
<p align="center"><b>防潮堤等の防護水準、及び侵食についての防護水準（宮城県地域）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>防護すべき地域</th> <th>津波・高潮等 (防潮堤等の整備可能高さ)</th> <th>侵食</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>唐桑町</td> <td>(T.P+ 2.4~6.1m) の確保</td> <td rowspan="10">現状の汀線維持、もしくは、必要に応じた汀線の回復。</td> </tr> <tr> <td>気仙沼市</td> <td>(T.P+ 2.5~5.1m) の確保</td> </tr> <tr> <td>本古町</td> <td>(T.P+ 4.2~5.5m) の確保</td> </tr> <tr> <td>歌津町</td> <td>(T.P+ 3.6~5.5m) の確保</td> </tr> <tr> <td>志津川町</td> <td>(T.P+ 3.6~5.5m) の確保</td> </tr> <tr> <td>北上町</td> <td>(T.P+ 4.1~4.5m) の確保</td> </tr> <tr> <td>河北町</td> <td>(T.P+ 2.6~4.5m) の確保</td> </tr> <tr> <td>雄勝町</td> <td>(T.P+ 2.4~5.7m) の確保 * 荒海岸は、TP+8.2m</td> </tr> <tr> <td>女川町</td> <td>(T.P+ 3.1~4.9m) の確保</td> </tr> <tr> <td>牡鹿町</td> <td>(T.P+ 4.2~6.4m) の確保</td> </tr> </tbody> </table> <p>※宮城県については、平成16年2月26日策定時の内容を記載しています。</p>	防護すべき地域	津波・高潮等 (防潮堤等の整備可能高さ)	侵食	唐桑町	(T.P+ 2.4~6.1m) の確保	現状の汀線維持、もしくは、必要に応じた汀線の回復。	気仙沼市	(T.P+ 2.5~5.1m) の確保	本古町	(T.P+ 4.2~5.5m) の確保	歌津町	(T.P+ 3.6~5.5m) の確保	志津川町	(T.P+ 3.6~5.5m) の確保	北上町	(T.P+ 4.1~4.5m) の確保	河北町	(T.P+ 2.6~4.5m) の確保	雄勝町	(T.P+ 2.4~5.7m) の確保 * 荒海岸は、TP+8.2m	女川町	(T.P+ 3.1~4.9m) の確保	牡鹿町	(T.P+ 4.2~6.4m) の確保	<p align="center"><b>防潮堤等の防護水準、および侵食についての防護水準（宮城県地域）</b></p> <p align="right">単位：m (T.P.)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域海岸名</th> <th rowspan="2">代表地震</th> <th rowspan="2">代表高</th> <th colspan="3">基本計画堤防高</th> </tr> <tr> <th>起点</th> <th>終点</th> <th>高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>唐桑半島東部</td> <td>明治三陸地震</td> <td>11.3</td> <td>岩手県境</td> <td>真崎</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">唐桑半島西部①</td> <td rowspan="2">明治三陸地震</td> <td rowspan="2">11.2</td> <td>真崎</td> <td>御崎</td> <td>11.3</td> </tr> <tr> <td>御崎</td> <td>大明神崎</td> <td>11.2</td> </tr> <tr> <td>唐桑半島西部②</td> <td>明治三陸地震</td> <td>9.9</td> <td>大明神崎</td> <td>鶴ヶ浦</td> <td>9.9</td> </tr> <tr> <td>気仙沼湾</td> <td>明治三陸地震</td> <td>7.2</td> <td>鶴ヶ浦</td> <td>岩井崎</td> <td>7.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">気仙沼湾奥部</td> <td rowspan="3">明治三陸地震</td> <td rowspan="3">5.0</td> <td>潮見町</td> <td>港町</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>港町</td> <td>魚町</td> <td>5.1</td> </tr> <tr> <td>魚町</td> <td>大浦</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>大島東部</td> <td>明治三陸地震</td> <td>11.8</td> <td>大初平</td> <td>龍舞崎</td> <td>11.8</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大島西部</td> <td rowspan="3">明治三陸地震</td> <td rowspan="3">7.0</td> <td>大初平</td> <td>浦の浜</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>浦の浜</td> <td>田尻</td> <td>7.8</td> </tr> <tr> <td>田尻</td> <td>龍舞崎</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">小泉湾</td> <td rowspan="3">明治三陸地震</td> <td rowspan="3">9.8</td> <td>岩井崎</td> <td>大沢</td> <td>9.8</td> </tr> <tr> <td>大沢</td> <td>蔵内</td> <td>14.7</td> </tr> <tr> <td>蔵内</td> <td>石浜</td> <td>9.8</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">志津川湾</td> <td rowspan="2">想定宮城県沖地震</td> <td rowspan="2">8.7</td> <td>石浜</td> <td>戸倉</td> <td>8.7</td> </tr> <tr> <td>戸倉</td> <td>神割崎</td> <td>7.3</td> </tr> <tr> <td>追波湾</td> <td>明治三陸地震</td> <td>8.4</td> <td>神割崎</td> <td>十三浜</td> <td>6.5</td> </tr> <tr> <td>雄勝湾</td> <td>明治三陸地震</td> <td>6.4</td> <td>十三浜</td> <td>大須崎</td> <td>8.4</td> </tr> <tr> <td>雄勝湾奥部</td> <td>明治三陸地震</td> <td>9.7</td> <td>大須崎</td> <td>尾浦</td> <td>6.4</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">女川湾</td> <td rowspan="3">明治三陸地震</td> <td rowspan="3">6.6</td> <td>明神</td> <td>雄勝</td> <td>9.7</td> </tr> <tr> <td>尾浦</td> <td>崎山</td> <td>6.6</td> </tr> <tr> <td>湾口防波堤内</td> <td></td> <td>5.4</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">牡鹿半島東部</td> <td rowspan="4">明治三陸地震</td> <td rowspan="4">6.9</td> <td>崎山</td> <td>寄磯崎</td> <td>6.6</td> </tr> <tr> <td>寄磯崎</td> <td>浜畑</td> <td>6.9</td> </tr> <tr> <td>浜畑</td> <td>祝浜</td> <td>9.1</td> </tr> <tr> <td>祝浜</td> <td>黒崎</td> <td>6.9</td> </tr> </tbody> </table>	地域海岸名	代表地震	代表高	基本計画堤防高			起点	終点	高さ	唐桑半島東部	明治三陸地震	11.3	岩手県境	真崎	8.0	唐桑半島西部①	明治三陸地震	11.2	真崎	御崎	11.3	御崎	大明神崎	11.2	唐桑半島西部②	明治三陸地震	9.9	大明神崎	鶴ヶ浦	9.9	気仙沼湾	明治三陸地震	7.2	鶴ヶ浦	岩井崎	7.2	気仙沼湾奥部	明治三陸地震	5.0	潮見町	港町	5.0	港町	魚町	5.1	魚町	大浦	5.0	大島東部	明治三陸地震	11.8	大初平	龍舞崎	11.8	大島西部	明治三陸地震	7.0	大初平	浦の浜	7.0	浦の浜	田尻	7.8	田尻	龍舞崎	7.0	小泉湾	明治三陸地震	9.8	岩井崎	大沢	9.8	大沢	蔵内	14.7	蔵内	石浜	9.8	志津川湾	想定宮城県沖地震	8.7	石浜	戸倉	8.7	戸倉	神割崎	7.3	追波湾	明治三陸地震	8.4	神割崎	十三浜	6.5	雄勝湾	明治三陸地震	6.4	十三浜	大須崎	8.4	雄勝湾奥部	明治三陸地震	9.7	大須崎	尾浦	6.4	女川湾	明治三陸地震	6.6	明神	雄勝	9.7	尾浦	崎山	6.6	湾口防波堤内		5.4	牡鹿半島東部	明治三陸地震	6.9	崎山	寄磯崎	6.6	寄磯崎	浜畑	6.9	浜畑	祝浜	9.1	祝浜	黒崎	6.9																																																																															
防護すべき地域	津波・高潮等 (防潮堤等の整備可能高さ)	侵食																																																																																																																																																																																																																																										
唐桑町	(T.P+ 2.4~6.1m) の確保	現状の汀線維持、もしくは、必要に応じた汀線の回復。																																																																																																																																																																																																																																										
気仙沼市	(T.P+ 2.5~5.1m) の確保																																																																																																																																																																																																																																											
本古町	(T.P+ 4.2~5.5m) の確保																																																																																																																																																																																																																																											
歌津町	(T.P+ 3.6~5.5m) の確保																																																																																																																																																																																																																																											
志津川町	(T.P+ 3.6~5.5m) の確保																																																																																																																																																																																																																																											
北上町	(T.P+ 4.1~4.5m) の確保																																																																																																																																																																																																																																											
河北町	(T.P+ 2.6~4.5m) の確保																																																																																																																																																																																																																																											
雄勝町	(T.P+ 2.4~5.7m) の確保 * 荒海岸は、TP+8.2m																																																																																																																																																																																																																																											
女川町	(T.P+ 3.1~4.9m) の確保																																																																																																																																																																																																																																											
牡鹿町	(T.P+ 4.2~6.4m) の確保																																																																																																																																																																																																																																											
地域海岸名	代表地震	代表高	基本計画堤防高																																																																																																																																																																																																																																									
			起点	終点	高さ																																																																																																																																																																																																																																							
唐桑半島東部	明治三陸地震	11.3	岩手県境	真崎	8.0																																																																																																																																																																																																																																							
唐桑半島西部①	明治三陸地震	11.2	真崎	御崎	11.3																																																																																																																																																																																																																																							
			御崎	大明神崎	11.2																																																																																																																																																																																																																																							
唐桑半島西部②	明治三陸地震	9.9	大明神崎	鶴ヶ浦	9.9																																																																																																																																																																																																																																							
気仙沼湾	明治三陸地震	7.2	鶴ヶ浦	岩井崎	7.2																																																																																																																																																																																																																																							
気仙沼湾奥部	明治三陸地震	5.0	潮見町	港町	5.0																																																																																																																																																																																																																																							
			港町	魚町	5.1																																																																																																																																																																																																																																							
			魚町	大浦	5.0																																																																																																																																																																																																																																							
大島東部	明治三陸地震	11.8	大初平	龍舞崎	11.8																																																																																																																																																																																																																																							
大島西部	明治三陸地震	7.0	大初平	浦の浜	7.0																																																																																																																																																																																																																																							
			浦の浜	田尻	7.8																																																																																																																																																																																																																																							
			田尻	龍舞崎	7.0																																																																																																																																																																																																																																							
小泉湾	明治三陸地震	9.8	岩井崎	大沢	9.8																																																																																																																																																																																																																																							
			大沢	蔵内	14.7																																																																																																																																																																																																																																							
			蔵内	石浜	9.8																																																																																																																																																																																																																																							
志津川湾	想定宮城県沖地震	8.7	石浜	戸倉	8.7																																																																																																																																																																																																																																							
			戸倉	神割崎	7.3																																																																																																																																																																																																																																							
追波湾	明治三陸地震	8.4	神割崎	十三浜	6.5																																																																																																																																																																																																																																							
雄勝湾	明治三陸地震	6.4	十三浜	大須崎	8.4																																																																																																																																																																																																																																							
雄勝湾奥部	明治三陸地震	9.7	大須崎	尾浦	6.4																																																																																																																																																																																																																																							
女川湾	明治三陸地震	6.6	明神	雄勝	9.7																																																																																																																																																																																																																																							
			尾浦	崎山	6.6																																																																																																																																																																																																																																							
			湾口防波堤内		5.4																																																																																																																																																																																																																																							
牡鹿半島東部	明治三陸地震	6.9	崎山	寄磯崎	6.6																																																																																																																																																																																																																																							
			寄磯崎	浜畑	6.9																																																																																																																																																																																																																																							
			浜畑	祝浜	9.1																																																																																																																																																																																																																																							
			祝浜	黒崎	6.9																																																																																																																																																																																																																																							

ページ	変更前	変更後
<p>— (P. 26)</p>	<p>—</p>	<p>・追加</p>  <p>【補足】 個々の特殊事情がある地区については、十分に安全度（必要高）が確保されていることを確認した上で、必要に応じて上記の基本計画堤防高を下げている場合がある。なお、個別の堤防高を設定しているのは、大きく分けて以下の3つのケースである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 湾口防波堤や防波堤等を有する港湾、漁港等においては、過去の津波実績高及び津波シミュレーションを行うことにより、小ユニット堤防高を定めることができる。 また、松島海岸のように小さい島々が港を囲むように点在している場合も同様に定めることができる。</li> <li>2) 港湾、漁港等で防波堤等一線堤と見なせる沖合施設がある場合や、掘り込み式港湾等で開口幅が狭まっており、明らかに津波高の低減効果が見込める場合には、港湾、漁港の内港施設の海岸堤防において、余裕高を設定しないことができる。 また、塩釜、松島湾内のように点在する島嶼群が津波高の低減に明らかに効果が見られる場合についても、余裕高を設定しないことができる。</li> <li>3) 海岸堤防の背後に保全すべき重要な施設（道路等の公共施設、住居等）がなく、もっぱら国土保全を目的とする海岸堤防は、震災前の堤防高で復旧する。</li> </ol>
<p>P. 26</p> <p>2.1.3 防護の目標を達成するための施策</p> <p>防護の目標を達成するための施策を講じていく際には、自然への畏敬をもちつつ進めていくものとする。</p> <p>(1) 防護対策の充実について</p> <p>＜施策＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 海岸堤防等の天端を越える津波に対する粘り強い構造を確保する。</li> <li>○ 津波対策や高潮・侵食等への国土保全対策が必要な地域では、必要となる海岸保全施設（堤防、護岸、防波堤、胸壁、離岸堤、人工リーフ、突堤、砂浜等）を検討し、その整備やサンドバイパスやサンドリサイクルを含めた海岸保全への対処により防護・保全効果の向上を図る。</li> </ul>	<p>※宮城県計画（H27年8月）提出との整合 ※文言の変更等</p> <p>2.1.3 防護の目標を達成するための施策</p> <p>防護の目標を達成するための施策を講じていく際には、<b>海岸保全施設の設置位置、周辺の自然環境・海岸利用の特性及び工事期間中の影響等に十分配慮して</b>進めていくものとする。</p> <p>(1) 防護対策の充実について</p> <p>＜施策＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 海岸堤防等の天端を越える津波に対する粘り強い構造を確保する。</li> <li>○ <b>最大クラスの津波を念頭においた防災</b></li> <li>○ <b>体制を確立し運用する。</b></li> <li>○ 津波対策や高潮・侵食等への国土保全対策が必要な地域では、必要となる海岸保全施設（堤防、護岸、防波堤、胸壁、離岸堤、人工リーフ、突堤、砂浜等）を検討し、その整備やサンドバイパス※1・サンドリサイクル※2を含めた海岸保全への対処により防護・保全効果の向上を図る。</li> </ul> <p>※1：サンドバイパスとは構造物によって砂移動が断たれた場合に、上手側に堆積した土砂を下手側に輸送する工法</p>	

ページ	変更前	変更後
		<p>※2：サンドリサイクルとは、流れの下手に堆積した土砂を上手側の侵食された海岸に繰り返し投入し、砂浜を復元する工法</p>
<p>P. 27 (P. 28)</p>	<p>&lt;配慮事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 海岸部が背後地の大規模火災時の避難地として重要な役割を担うことに十分配慮して保全計画の策定や施設整備に努める。</li> <li>○ 海岸保全施設の整備にあたっては、自然環境の保全や海岸の利用、水産・観光振興への寄与、また、それらへの影響にも十分配慮して工法、構造、配置等についての検討に努める。</li> <li>○ 海岸保全施設の整備にあたっては、耐震化、防護効果や経済性に十分配慮して対策工法の検討、また、水門等の遠隔操作化、施設整備後のモニタリングの検討に努める。</li> </ul> <p>(3) 施設の質的向上について</p> <p>&lt;配慮事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ フォトモニタージュ等の客観的・科学的な手法等により環境面・景観面へ配慮する。</li> </ul>	<p>※海岸法改正の伴う追記及び変更等</p> <p>&lt;配慮事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 海岸部が背後地の大規模災害時の避難地として重要な役割を担うことに十分配慮して保全計画の策定や施設整備に努める。</li> <li>○ 海岸保全施設の整備にあたっては、自然環境の保全や海岸の利用、水産・観光振興への寄与、また、それらへの影響にも十分に配慮した上で工法、構造、配置等についての検討に努める。</li> <li>○ 海岸保全施設の整備にあたっては、耐震化、防護効果や経済性に十分配慮して対策工法の検討、また、水門等の遠隔操作化、施設整備後のモニタリングの検討に努める。</li> <li>○ 平成23年の東北地方太平洋沖地震津波では水門・陸開等の操作に従事していた方が多数犠牲になったことから、災害発生時の水門等の操作員の安全確保・適切な操作方法・訓練等に関する操作規則等を策定する。</li> </ul> <p>(3) 施設の質的向上について</p> <p>&lt;配慮事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ フォトモニタージュ等の客観的・科学的な手法等により環境面・景観面への配慮に努める。</li> </ul>
<p>P. 28 (P. 30)</p>	<p>(1) 良好な環境の保護・保全について</p> <p>&lt;施策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 震災後においても地域に残された良好な海岸環境の保護・保全に関する配慮事項について検討を行う。</li> <li>○ 地域に残る良好な環境の保護・保全に配慮した防護・保全施設の工法、構造、材料、配置等についての検討を進め、地域の海岸環境に応じた適切な整備を展開する。</li> </ul> <p>海岸愛護月間等における行事や海岸清掃活動等との連携を展開し、海岸愛護・海岸美化の啓発を図る。</p>	<p>※文言の変更</p> <p>(1) 良好な環境の保護・保全について</p> <p>&lt;施策&gt;</p> <p>地域に残る良好な環境の保護・保全に配慮した防護・保全施設の高さ、工法、構造、材料、配置等についての検討を進め、地域の海岸環境に応じた適切な整備を展開する。</p> <p>海岸愛護月間等における行事や海岸清掃活動等との連携を展開し、海岸愛護・海岸美化の啓発を図る。</p> <p>地元自治体や関係行政機関、住民やNPO等と連携して、海岸ゴミ・漂着ゴミへの適切な対処を図る。</p>
<p>P. 29 (P. 31)</p>	<p>(3) 海岸環境の再生・創出について</p> <p>&lt;配慮事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 堤防等の配置については、海岸特有のエコトーンへの影響に考慮する。</li> <li>○ 抽出された重要種や注目種、生息場所などに対する影響予測に努める。</li> <li>○ 影響低減対策はミティゲーションによる段階的な検討を経て策定・実施に努める。</li> </ul>	<p>※宮城県計画（H27年8月）提出との整合</p> <p>※文言の変更・追加</p> <p>(3) 海岸環境の再生・創出について</p> <p>&lt;配慮事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 堤防等の配置については、海岸特有のエコトーン※3への影響に考慮する。</li> <li>○ 抽出された重要種や注目種、生息場所などに対する影響低減に努める。</li> <li>○ 影響低減対策はミティゲーション※4による段階的な検討を経て策定・実施に努める。</li> <li>○ 環境の各分野に精通している有識者等により、整備箇所の状況に応じた整備方法等の助言・指導を受け、環境に配慮した</li> </ul>

ページ	変更前	変更後														
		<p>施設整備に努める。</p> <p>※3：エコトーンとは陸域と海域など、異なる環境が連続的に接している一帯のこと</p> <p>※4：ミティゲーションとは、環境への影響を最小限に抑えるための代償処置のこと</p>														
<p>— (P. 32)</p>		<p>※宮城県計画（H27年8月）提出との整合・追加</p> <p>○ 工事中における動植物等への配慮事例</p> <table border="1" data-bbox="815 517 1485 898"> <thead> <tr> <th>配慮すべき動植物</th> <th>工事中の配慮事例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全 般</td> <td>① 工事区域を区分し、着手と未着手を分けて施工 ② 工事用道路を陸側に寄せる、片側通行とするなど影響範囲を最小とする ③ 工事前、工事後のモニタリング調査</td> </tr> <tr> <td>海浜植物</td> <td>① 種子・苗の採取・移植 ② 表土の取置き・再覆砂（締固めしないよう留意）</td> </tr> <tr> <td>水生動植物（魚類等）</td> <td>① 汚濁防止フェンスの設置 ② 工事用仮設道の撤去 又は、水中部へ再利用し藻場の基盤材とする</td> </tr> <tr> <td>底生動物</td> <td>① 干潟 1m 深の底土移植 ② 湧排水域前面の埋戻土高の調整</td> </tr> <tr> <td>昆虫類</td> <td>① 幼虫時期の着手を控える ② 代替繁殖区域の確保（既存土の移植）</td> </tr> <tr> <td>鳥類</td> <td>① 飛来時期の工事内容の調整 ② 仮営巣地の確保</td> </tr> </tbody> </table>	配慮すべき動植物	工事中の配慮事例	全 般	① 工事区域を区分し、着手と未着手を分けて施工 ② 工事用道路を陸側に寄せる、片側通行とするなど影響範囲を最小とする ③ 工事前、工事後のモニタリング調査	海浜植物	① 種子・苗の採取・移植 ② 表土の取置き・再覆砂（締固めしないよう留意）	水生動植物（魚類等）	① 汚濁防止フェンスの設置 ② 工事用仮設道の撤去 又は、水中部へ再利用し藻場の基盤材とする	底生動物	① 干潟 1m 深の底土移植 ② 湧排水域前面の埋戻土高の調整	昆虫類	① 幼虫時期の着手を控える ② 代替繁殖区域の確保（既存土の移植）	鳥類	① 飛来時期の工事内容の調整 ② 仮営巣地の確保
配慮すべき動植物	工事中の配慮事例															
全 般	① 工事区域を区分し、着手と未着手を分けて施工 ② 工事用道路を陸側に寄せる、片側通行とするなど影響範囲を最小とする ③ 工事前、工事後のモニタリング調査															
海浜植物	① 種子・苗の採取・移植 ② 表土の取置き・再覆砂（締固めしないよう留意）															
水生動植物（魚類等）	① 汚濁防止フェンスの設置 ② 工事用仮設道の撤去 又は、水中部へ再利用し藻場の基盤材とする															
底生動物	① 干潟 1m 深の底土移植 ② 湧排水域前面の埋戻土高の調整															
昆虫類	① 幼虫時期の着手を控える ② 代替繁殖区域の確保（既存土の移植）															
鳥類	① 飛来時期の工事内容の調整 ② 仮営巣地の確保															
<p>P. 30 (P. 33)</p>	<p>(4) 海岸景観の創出について(岩手県)</p> <p>＜施 策＞</p> <p>擬似的に自然に見せる表面処理は行わず、シンプルなデザインで構造物の本来機能を伝える。</p>	<p>※宮城県計画（H27年8月）提出との整合</p> <p>※文章の追加</p> <p>(4) 海岸景観の創出について(岩手県)</p> <p>＜施 策＞</p> <p>背後の土地利用を勘案し、必要に応じて緑化に配慮する。</p>														
<p>P. 30 (P. 33)</p>	<p>＜配慮事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 堤防の位置・線形については、海浜との関係、まちづくりとの関係等を総合的に勘案し設定に努める。</li> <li>○ 堤防の連続的な面の分節に配慮する。</li> <li>○ ゲートの色彩については、必要に応じて試作パネル等を用いて景観に配慮する。</li> <li>○ 陸間は、地域の意向などを踏まえながら集約化を図り、景観への影響を最小限に努める。</li> </ul>	<p>※宮城県計画（H27年8月）提出との整合</p> <p>※文章の追加</p> <p>＜配慮事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自然豊かな海岸景観に配慮し、砂浜の保全に努める。</li> <li>○ 堤防の位置・線形については、海浜との関係、まちづくりとの関係等を総合的に勘案し設定に努める。</li> <li>○ 堤防の連続的な面は、長大で単調な景観にならないよう配慮する。</li> <li>○ ゲートの色彩については、必要に応じて試作パネル等を用いて景観に配慮する。</li> <li>○ 水門等の設置部においては、川の流れのイメージを損なわないように配慮する。</li> <li>○ 陸間は、地域の意向などを踏まえながら配置を検討し、景観への影響を最小限にするよう努める。</li> </ul>														
<p>P. 31 (P. 34)</p>	<p>(2) 海岸愛護活動、啓発活動との連携や普及について</p> <p>＜施 策＞</p> <p>海岸の安全で快適な利用や、利用者のマナー向上を図るため、地元地方自治体や地域の人々と連携して啓発活動を進め、普及方策を検討して展開する。</p>	<p>※文章の修正</p> <p>(2) 海岸愛護活動、啓発活動との連携や普及について</p> <p>＜施 策＞</p> <p>海岸の安全で快適な利用や、利用者のマナー向上を図るため、<b>地元自治体</b>や地域の人々と連携して啓発活動を進め、普及方策を<b>検討のうえ、その展開に努める。</b></p>														
<p>P. 32 (P. 35)</p>	<p>5. 施策の整理</p> <p>三陸沿岸の長期的な在り方(基本理念)の実現に向けた海岸保全を達成するため、各種の施策について防護・環境・利用の</p>	<p>※文章の修正</p> <p>5. 施策の整理</p> <p>三陸沿岸の長期的な<b>あり方</b>(基本理念)の実現に向けた海岸保全を達成するため、各種の施策について防護・環境・利用の観点から整理を行</p>														

観点から整理を行い、その整理にもとづいて展開していくものとする。

い、その整理にもとづいて展開していくものとする。

P. 33  
(P. 36)

	各施策の整理表	住民やNPO等が地元自治体や関係行政機関、海岸管理者と連携・協力して行う施策
防	<p>海岸管理者が行う施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会的弱者が海岸に被害を受ける可能性を低減するための施策を推進する。</li> <li>社会的弱者が被害を受ける可能性を低減するための施策を推進する。</li> <li>社会的弱者が被害を受ける可能性を低減するための施策を推進する。</li> </ul>	<p>住民やNPO等が地元自治体や関係行政機関、海岸管理者と連携・協力して行う施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会的弱者が被害を受ける可能性を低減するための施策を推進する。</li> <li>社会的弱者が被害を受ける可能性を低減するための施策を推進する。</li> <li>社会的弱者が被害を受ける可能性を低減するための施策を推進する。</li> </ul>
環	<p>海岸管理者が行う施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海岸の環境を改善するための施策を推進する。</li> <li>海岸の環境を改善するための施策を推進する。</li> <li>海岸の環境を改善するための施策を推進する。</li> </ul>	<p>住民やNPO等が地元自治体や関係行政機関、海岸管理者と連携・協力して行う施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海岸の環境を改善するための施策を推進する。</li> <li>海岸の環境を改善するための施策を推進する。</li> <li>海岸の環境を改善するための施策を推進する。</li> </ul>
利	<p>海岸管理者が行う施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海岸の利便性を向上させるための施策を推進する。</li> <li>海岸の利便性を向上させるための施策を推進する。</li> <li>海岸の利便性を向上させるための施策を推進する。</li> </ul>	<p>住民やNPO等が地元自治体や関係行政機関、海岸管理者と連携・協力して行う施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海岸の利便性を向上させるための施策を推進する。</li> <li>海岸の利便性を向上させるための施策を推進する。</li> <li>海岸の利便性を向上させるための施策を推進する。</li> </ul>

※前述の内容をとりまとめ

	各施策の整理表	住民やNPO等が地元自治体や関係行政機関、海岸管理者と連携・協力して行う施策
防	<p>海岸管理者が行う施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会的弱者が海岸に被害を受ける可能性を低減するための施策を推進する。</li> <li>社会的弱者が被害を受ける可能性を低減するための施策を推進する。</li> <li>社会的弱者が被害を受ける可能性を低減するための施策を推進する。</li> </ul>	<p>住民やNPO等が地元自治体や関係行政機関、海岸管理者と連携・協力して行う施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会的弱者が被害を受ける可能性を低減するための施策を推進する。</li> <li>社会的弱者が被害を受ける可能性を低減するための施策を推進する。</li> <li>社会的弱者が被害を受ける可能性を低減するための施策を推進する。</li> </ul>
環	<p>海岸管理者が行う施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海岸の環境を改善するための施策を推進する。</li> <li>海岸の環境を改善するための施策を推進する。</li> <li>海岸の環境を改善するための施策を推進する。</li> </ul>	<p>住民やNPO等が地元自治体や関係行政機関、海岸管理者と連携・協力して行う施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海岸の環境を改善するための施策を推進する。</li> <li>海岸の環境を改善するための施策を推進する。</li> <li>海岸の環境を改善するための施策を推進する。</li> </ul>
利	<p>海岸管理者が行う施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海岸の利便性を向上させるための施策を推進する。</li> <li>海岸の利便性を向上させるための施策を推進する。</li> <li>海岸の利便性を向上させるための施策を推進する。</li> </ul>	<p>住民やNPO等が地元自治体や関係行政機関、海岸管理者と連携・協力して行う施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海岸の利便性を向上させるための施策を推進する。</li> <li>海岸の利便性を向上させるための施策を推進する。</li> <li>海岸の利便性を向上させるための施策を推進する。</li> </ul>

P. 34  
(P. 37)

1. 海岸保全施設を整備しようとする地域

1.2 整備対象海岸の選定

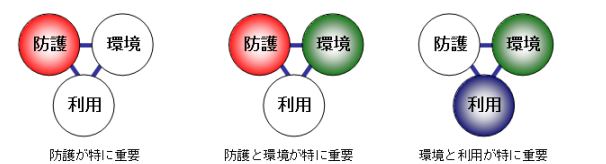
海岸保全施設を整備対象海岸の選定については、各海岸管理者が区分する地区海岸毎に防護、環境、利用の観点からの必要性を検討し、整備が要請される海岸とする。

2.1 整備内容と施設の種類の

これによって、海岸毎に当面の対処が終了後、この表のプロセスで再度海岸を見据えることで、その時点での状況に合った施策と整備（海岸の状況にあった処方箋づくり）が展開できることを図る。

特に、「海岸で特に重要な観点」については、防護、環境、利用の3つの面を全て配慮するものの、海岸の特性や今後の位置づけをふまえた場合に強く求められる観点を表すものとする。

□「海岸で特に重要な観点」のイメージ



※文章の修正

1. 海岸保全施設の**新設又は改良**しようとする**区域**

1.2 整備対象海岸の選定

海岸保全施設を整備対象海岸の選定については、各海岸管理者が区分する地区海岸毎に防護、環境、利用の観点からの必要性を検討し、整備が**必要と認められる**海岸とする。

2.1 整備内容と施設の種類の

これによって、海岸毎に当面の対処が終了後、この表のプロセスで再度海岸を見据えることで、その時点での状況に合った施策と整備の**展開**を図る。

なお、「海岸で特に重要な観点」については、防護、環境、利用の3つの面を全て配慮するものの、海岸の特性や今後の位置づけをふまえた場合に強く求められる観点を表すものとする。

※図の削除

ページ	変更前	変更後
P. 35 (P. 39)	<p>□整備箇所整理表の考え方</p> <p>◆現状</p> <p>◆現状をふまえる 海岸の特性、防護水準、海岸での配慮事項を確認・把握する。</p> <p>◆海岸のこれからを考える ○基本理念（めざすもの）をふまえて、防護、環境、利用の3つの面を全て配慮するもの、海岸の現状や今後の位置づけをふまえ「海岸で特に必要とされる観点」を設定する。 ○以上をふまえて、海岸管理者が展開する施策、海岸管理（整備）目標、海岸保全施設の整備を設定し、展開していく。</p> <p>◆以上の流れによって適宜海岸の姿を見据えていく 以上によって、その都度の適正な施策を選定（「状況に応じた処方箋づくり」）しつつ海岸づくりを進めていく。</p>	<p>・ ページ入替え</p> <p>□整備箇所整理表の考え方</p> <p>○ 海岸の特性、防護水準、海岸での配慮事項を確認・把握する。 ○ 基本理念（めざすもの）をふまえて、防護、環境、利用の3つの面を全て配慮するものの、海岸の現状や今後の位置づけをふまえ「海岸で特に必要とされる観点」を設定する。 ○ 以上をふまえて、海岸管理者が展開する施策、海岸管理（整備）目標、海岸保全施設の整備を設定し、展開していく。</p> <p>◆ 以上の流れによって適宜海岸の姿を見据えていく また、その都度の適正な施策を選定しつつ海岸づくりを進めていく。</p>
- (P. 38)		<p>※宮城県計画（H27年8月）提出との整合</p> <p>2.2 海岸保全施設の選定</p> <p>各海岸保全施設は、それぞれの特徴があり、防災上の得られる効果、自然環境・海岸利用に与える効果・影響、施工期間、費用等が異なることから設置地点の海岸特性に充分配慮して選定することとする。また、複数の海岸保全施設を面的なつながりをもって適切に配置することにより、波浪等の外力を沖合から徐々に弱めながら防護するとともに、良好な海岸空間を形成する「面的防護方式」についても適切に盛り入れることとする。</p> <p>なお海岸保全施設については、調査・研究により新工法も提案されつつあることから、それらの特性も充分に把握しながら、総合的に最適な工法を選択することとする。</p> <p>海岸保全施設の選定フロー</p>

<p>P. 36 (P. 40)</p>	<p>2.2 施設の規模、配置</p> <p>三陸南沿岸の各海岸における海岸保全施設の規模、配置については、整備方針図として以下の内容によって整理する。</p> <p>□整備方針図での整理内容と表現</p> <table border="1" data-bbox="193 405 770 586"> <thead> <tr> <th>整理内容</th> <th>表現</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○海岸保全施設を整備しようとする区域</td> <td>海岸の範囲を表示</td> </tr> <tr> <td>○海岸保全施設の種類の</td> <td>丸付き文字で表示</td> </tr> <tr> <td>○ " の規模及び配置</td> <td>範囲、位置を線で表示</td> </tr> </tbody> </table>	整理内容	表現	○海岸保全施設を整備しようとする区域	海岸の範囲を表示	○海岸保全施設の種類の	丸付き文字で表示	○ " の規模及び配置	範囲、位置を線で表示	<p>※宮城県計画（H27年8月）提出との整合</p> <p>2.3 施設の規模、配置</p> <p>三陸北沿岸の各海岸における海岸保全施設の規模、配置については、施設整備計画図として以下の内容によって整理する。</p> <p>□施設整備計画図での整理内容と表現</p> <table border="1" data-bbox="855 378 1437 539"> <thead> <tr> <th>整理内容</th> <th>表現</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○海岸保全施設を整備しようとする区域</td> <td>海岸の範囲を表示</td> </tr> <tr> <td>○海岸保全施設の種類の</td> <td>丸付き文字で表示</td> </tr> <tr> <td>○ " の規模及び配置</td> <td>範囲、位置を線で表示</td> </tr> </tbody> </table> <p>※今後、計画内容については見直しの可能性もある</p>	整理内容	表現	○海岸保全施設を整備しようとする区域	海岸の範囲を表示	○海岸保全施設の種類の	丸付き文字で表示	○ " の規模及び配置	範囲、位置を線で表示
整理内容	表現																	
○海岸保全施設を整備しようとする区域	海岸の範囲を表示																	
○海岸保全施設の種類の	丸付き文字で表示																	
○ " の規模及び配置	範囲、位置を線で表示																	
整理内容	表現																	
○海岸保全施設を整備しようとする区域	海岸の範囲を表示																	
○海岸保全施設の種類の	丸付き文字で表示																	
○ " の規模及び配置	範囲、位置を線で表示																	
<p>- (P. 41)</p>	<p>3. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項</p> <p>三陸南沿岸の各海岸における海岸保全施設の維持又は修繕については、地域の安全・安心のために以下のとおり実施する。また、隣接する海岸においては、各所管海岸管理者間で調整を行い、適切な管理に努める。</p> <p>施設毎の管理内容の記載事例 <span style="float: right;">(内容は、現在調整中)</span></p> <table border="1" data-bbox="863 842 1474 1272"> <thead> <tr> <th>記載事例</th> <th>管理内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>堤防・護岸</td> <td>①当該堤防の前面の砂浜は、近年、侵食が著しいため、堤体の空洞化を主な点検項目とし、台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検を行う。 ②日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。地域住民、民間団体と連携し、年に2回程度の海岸清掃を行う。 ③海水浴やサーフィンなど、年間を通じて利用者が多い海岸であり、日常巡視及び年に2回程度の定期点検を行う。</td> </tr> <tr> <td>離岸堤</td> <td>・日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。</td> </tr> <tr> <td>突堤</td> <td>・日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。</td> </tr> <tr> <td>砂浜</td> <td>・県立自然公園の区域となっており、また、ウミガメの産卵地でもあることから、砂浜の地形変化状況を監視する。また、砂浜への車両の乗り入れ規制を行う。</td> </tr> <tr> <td>胸壁</td> <td>・水際の工場や倉庫、工用台船やプレジャーボートの係留が多いため、利用状況を踏まえて長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。</td> </tr> <tr> <td>陸閉</td> <td>・施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成27年3月3日国通知抜粋</p>	記載事例	管理内容	堤防・護岸	①当該堤防の前面の砂浜は、近年、侵食が著しいため、堤体の空洞化を主な点検項目とし、台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検を行う。 ②日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。地域住民、民間団体と連携し、年に2回程度の海岸清掃を行う。 ③海水浴やサーフィンなど、年間を通じて利用者が多い海岸であり、日常巡視及び年に2回程度の定期点検を行う。	離岸堤	・日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	突堤	・日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	砂浜	・県立自然公園の区域となっており、また、ウミガメの産卵地でもあることから、砂浜の地形変化状況を監視する。また、砂浜への車両の乗り入れ規制を行う。	胸壁	・水際の工場や倉庫、工用台船やプレジャーボートの係留が多いため、利用状況を踏まえて長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	陸閉	・施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う	<p>※海岸法改正による追加</p>		
記載事例	管理内容																	
堤防・護岸	①当該堤防の前面の砂浜は、近年、侵食が著しいため、堤体の空洞化を主な点検項目とし、台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検を行う。 ②日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。地域住民、民間団体と連携し、年に2回程度の海岸清掃を行う。 ③海水浴やサーフィンなど、年間を通じて利用者が多い海岸であり、日常巡視及び年に2回程度の定期点検を行う。																	
離岸堤	・日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。																	
突堤	・日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。																	
砂浜	・県立自然公園の区域となっており、また、ウミガメの産卵地でもあることから、砂浜の地形変化状況を監視する。また、砂浜への車両の乗り入れ規制を行う。																	
胸壁	・水際の工場や倉庫、工用台船やプレジャーボートの係留が多いため、利用状況を踏まえて長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。																	
陸閉	・施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う																	
<p>P. 36 (P. 42)</p>	<p>3. 海岸保全施設による受益の地域及びその状況</p> <p>三陸南沿岸の各海岸における受益の範囲については、整備方針図に整理し、また、受益の地域及びその状況についても、別表計画事項として巻末に整理する。</p> <p>□整備方針図での整理表現</p> <table border="1" data-bbox="193 1592 770 1686"> <thead> <tr> <th>整理内容</th> <th>表現</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○海岸保全施設による受益の範囲</td> <td>範囲を面で表示</td> </tr> </tbody> </table>	整理内容	表現	○海岸保全施設による受益の範囲	範囲を面で表示	<p>※宮城県計画（H27年8月）提出との整合</p> <p>4. 海岸保全施設による受益の地域及びその状況</p> <p>三陸南沿岸の各海岸における受益地域については、施設整備計画図に整理し、また、受益地域及びその状況についても、別表計画事項として巻末に整理する。</p> <p>□施設整備計画図での整理表現</p> <table border="1" data-bbox="855 1585 1437 1680"> <thead> <tr> <th>整理内容</th> <th>表現</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○海岸保全施設による受益地域</td> <td>範囲を面で表示</td> </tr> </tbody> </table> <p>※受益地域：海岸堤防の計画堤防高で守られる範囲 (背後の地盤高が計画堤防高以下となる地域)</p>	整理内容	表現	○海岸保全施設による受益地域	範囲を面で表示								
整理内容	表現																	
○海岸保全施設による受益の範囲	範囲を面で表示																	
整理内容	表現																	
○海岸保全施設による受益地域	範囲を面で表示																	
<p>P. 37 (P. 43)</p>	<p>(1) 津波対策への取り組み</p> <p>比較的発生頻度の高い津波(数十年から百数十年に一度程度)に対しては、海岸堤防等を中心に、整備を進めるものとする。</p> <p>また、海岸堤防等の天端を越える津波に対しては、少しでも壊れるまでの時間を稼ぐために、堤防等を粘り強い構造にして</p>	<p>※宮城県計画（H27年8月）提出との整合</p> <p>※文言の修正・図の追加など</p> <p>(1) 津波対策への取り組み</p> <p>比較的発生頻度の高い津波(数十年から百数十年に一度程度)に対しては、海岸堤防等を中心に、整備を進めるものとする。</p> <p>また、海岸堤防等の天端を越える津波に対しては、<b>全壊に至る可能性を減らすことを目的として</b>、堤防等を粘り強い構造に</p>																

いくものとする。

なお、最大クラスの津波に対しては、住民の避難を軸に、避難施設・避難路の整備や土地利用の制限等によるソフト・ハード施策を総動員する多重防御の考え方で減災を図ることとしていることから、海岸管理者においても、以下の事項について、関係市町村に協力や支援を行っていくこととする。

- 津波浸水シミュレーションの検討への協力
- 地域防災計画の作成、変更への支援
- 津波防災マップ等の情報提供への協力

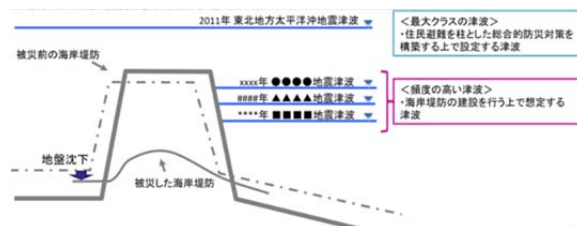
## (2) 地域住民、NPO 等の参画と情報公開

- 現地見学会や勉強会、意見交換会等を地元地方自治体や関係機関と共同で適宜開催し、海岸管理者等、地域住民、NPO との相互の知識と意識を共有・向上していく。
- 海岸清掃等の海岸愛護活動、啓発活動を地元地方自治体や関係機関と共同で企画し、地域住民、NPO 等と連携し、あるべき姿の海岸環境づくりを行っていく。

していくものとする。

なお、最大クラスの津波に対しては、住民の避難を軸に、避難施設・避難路の整備や土地利用の制限等によるソフト・ハード施策を総動員する多重防御の考え方で減災を図ることとしていることから、海岸管理者においても、以下の事項について、関係市町村に協力や支援を行っていくこととする。

- 津波浸水シミュレーションの検討への協力
- 地域防災計画の作成、変更への支援
- 津波防災マップ等の情報提供への協力



高潮・高波及び津波への対応イメージ

堤防構造は、津波が堤防を越えても粘り強く対応する構造によって堤防を整備することとし、以下の事項に留意する。

堤防断面は、弱部をつくらないため、一連の復旧区間は同一の構造での復旧を基本とする（まちづくり、背後利用等により難しい場合を除く）。法面保護は、天端保護工、裏法被覆工の強化対策を行うこととし、裏法堤脚保護工として、堤防の裏法尻に洗掘防止対策を実施する。また、必要に応じて、緑の防潮堤の検討を進める。地盤対策は、液状化対策・軟弱地盤対策等必要に応じて実施する。

## 堤防構造の変更（粘り強い構造・緑の防潮堤）のイメージ

## (2) 地域住民、NPO 等の参画と情報公開

- 現地見学会や勉強会、意見交換会等を地元自治体や関係機関と共同で適宜開催し、海岸管理者等、地域住民、NPO との相互の知識と意識を共有・向上していく。
- 海岸清掃等の海岸愛護活動、啓発活動を地元自治体や関係機関と共同で企画し、地域住民、NPO 等と連携し、あるべき姿の海岸環境づくりを行っていく。



